



滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

# 第六次滋賀県廃棄物処理計画 (素案修正版)



「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」  
キャラクター よっしーくん



「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」  
キャラクター 湖神 挑一(こがみ ちょういち)

令和8年(2026年) ●月

滋賀県

# 目次

第1章 計画の基本事項 .....	1
1 計画策定の経緯 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画期間 .....	2
4 計画の対象とする廃棄物 .....	2
第2章 現状と課題 .....	4
1 廃棄物の排出・処理の状況 .....	4
2 廃棄物の発生量および処理量の見込み .....	11
3 五次計画の進捗状況と課題 .....	13
4 近年の廃棄物政策の動向を踏まえた新たな課題 .....	28
第3章 計画の目指すもの .....	32
1 基本方針 .....	32
2 廃棄物の減量に係る目標 .....	32
第4章 計画の推進に向けた取組 .....	35
1 サーキュラーエコノミーの推進 .....	35
2 廃棄物の適正処理の徹底 .....	37
3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築 .....	39
第5章 関係主体の役割 .....	41
1 県民の役割 .....	41
2 NPO等の団体の役割 .....	41
3 事業者の役割 .....	41
4 市町の役割 .....	41
5 県の役割 .....	41
第6章 計画の進行管理 .....	43

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定の経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定した「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年（2021年）7月）」（以下「五次計画」という。）は令和8年（2026年）3月に終期を迎えます。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第19号、以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づき策定した「滋賀県食品ロス削減推進計画（令和3年（2021年）3月）」も令和8年（2026年）3月に終期を迎えます。これらのことから、廃棄物処理の状況や関係政策の動向等を踏まえて見直しを行い、「第六次滋賀県廃棄物処理計画」および「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- 廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県に策定が義務付けられた計画であり、同法第5条の2の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年（2025年）2月）」に即して策定するものです。
- 食品ロス削減推進法第12条の規定により、都道府県に策定が努力義務付けられた計画であり、同法第11条の規定に基づき国が策定する「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年（2025年）3月）」に即して策定するものです。

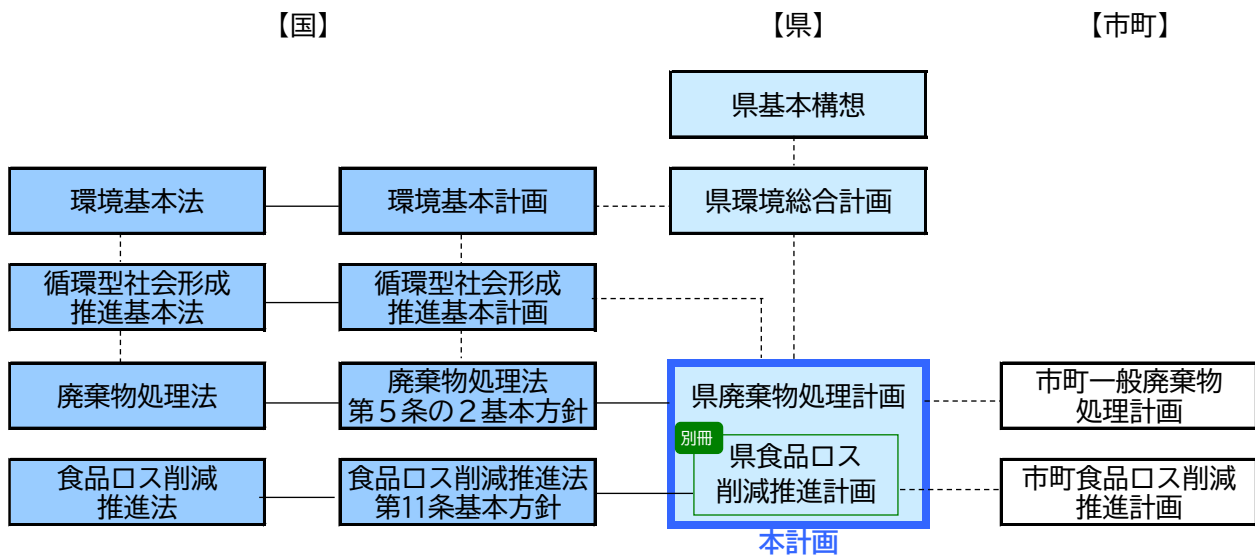


図 1-2-1 本計画と主な関係法令等との関係

### <廃棄物処理法>

（都道府県廃棄物処理計画）

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適  
2 正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 3 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 4 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 5 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 6 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 7 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

### 9 <食品ロス削減推進法>

10 (都道府県食品ロス削減推進計画)

11 第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以  
12 下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない  
13 い。

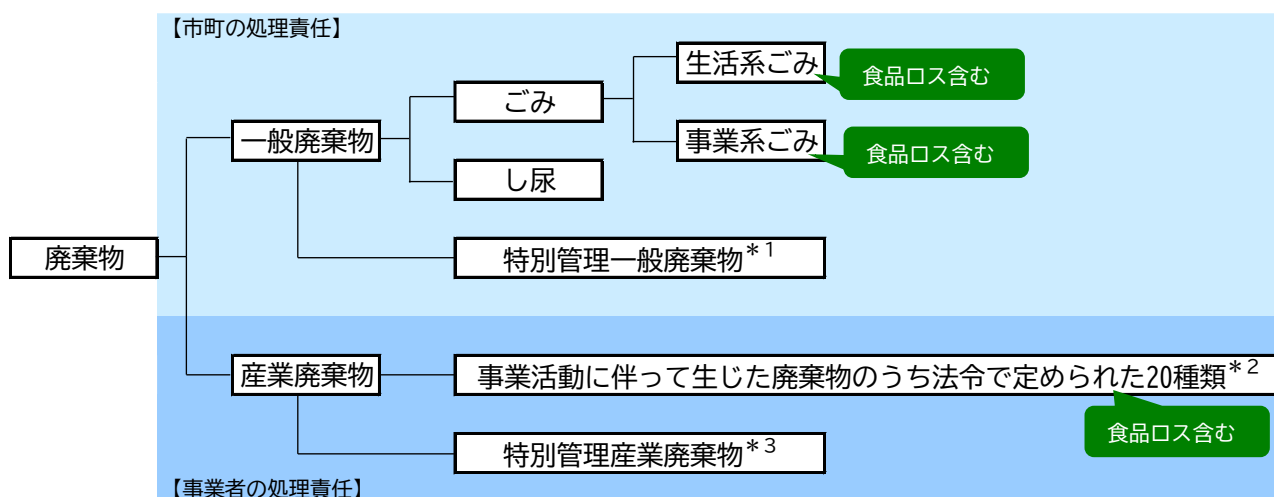
14 2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和  
15 四十五年法律第三百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって  
16 食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

## 18 3 計画期間

19 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

## 21 4 計画の対象とする廃棄物

22 本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物」および「産業廃棄物」とし  
23 ます。



24 \*1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

\*2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

\*3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

25 図 1-4-1 本計画の対象廃棄物

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

食品ロスは廃棄物に含まれますが、他の廃棄物と異なり、再利用や再資源化において時間的な制約が大きく、時間が経過すると品質が急速に低下するという特徴があります。こうした特徴を踏まえると、不要になった段階からなるべく早く次のユーザーへつなげることが重要であり、他の廃棄物とは削減に向けた異なる枠組みが求められます。こういったことから、食品ロスの削減については、「第六次滋賀県廃棄物処理計画」の別冊として定める「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」に記載する構成としています。

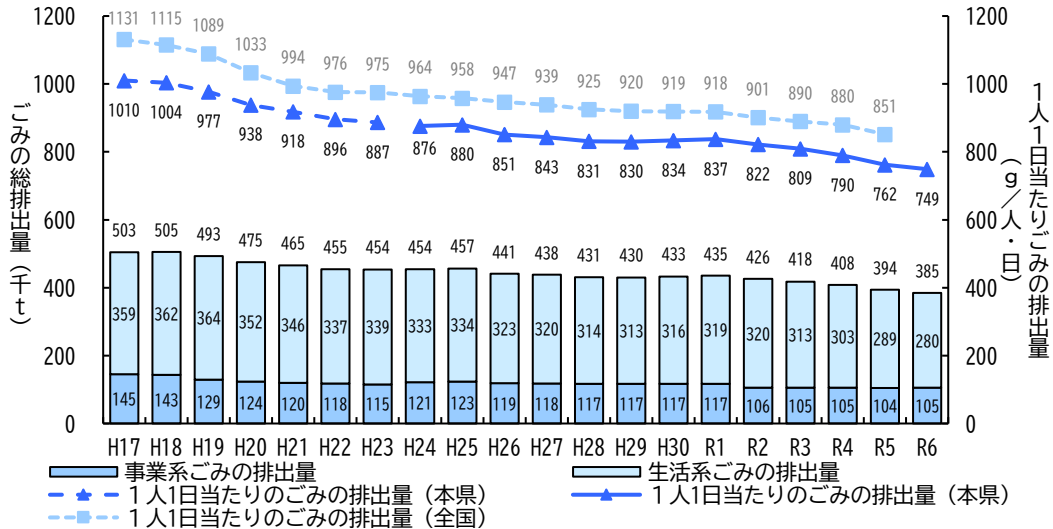
## 第2章 現状と課題

### 1 廃棄物の排出・処理の状況（廃棄物処理法第5条の5第2項第2号）

#### (1) 一般廃棄物（ごみ）

##### ア ごみの排出の状況

ごみの排出量（総量および1人1日当たり）は減少傾向となっており、1人1日当たりのごみの排出量は目標（804g/人・日）を達成しています（図2-1-1）。また、令和5年度における1人1日当たりのごみの排出量は全国2番目の少なさです。（1位：京都府749g、3位：神奈川県：769g）



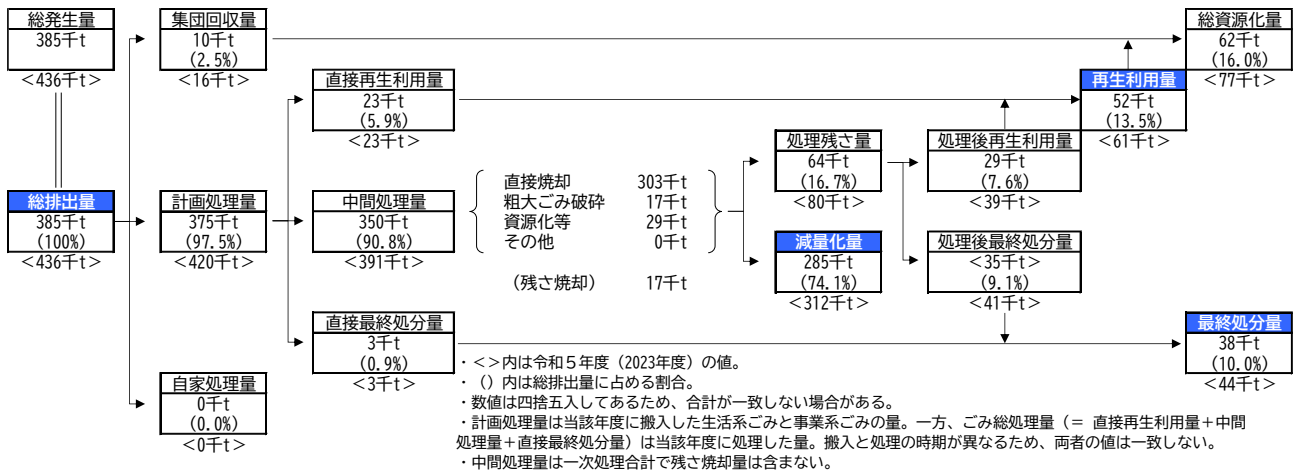
（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図2-1-1 ごみの排出量の推移

##### イ ごみの処理の状況

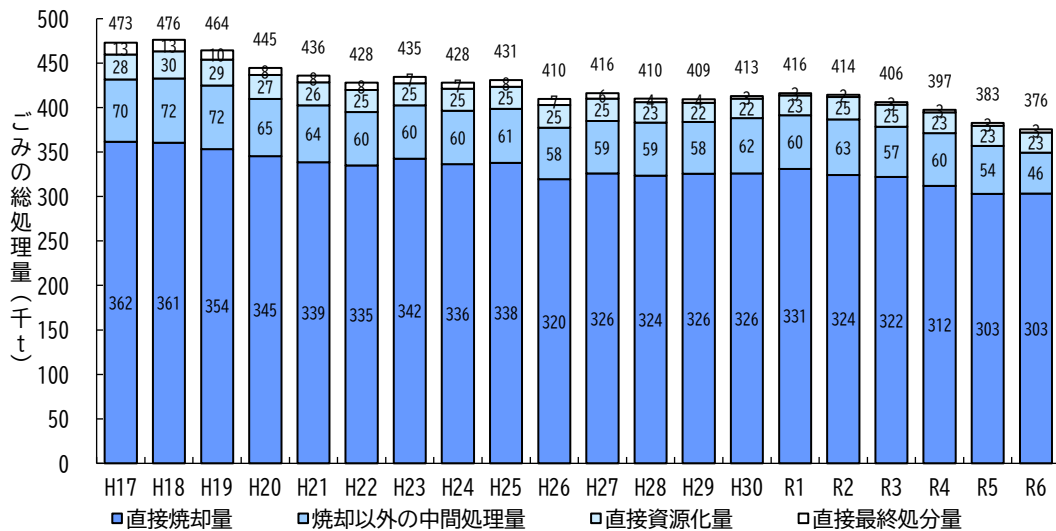
###### (ア) ごみの処理フローおよび処理量の内訳

令和6年度（2024年度）のごみの処理フローは図2-1-2、処理量の内訳の推移は図2-1-3のとおりです。最終処分量（＝直接最終処分量＋中間処理後最終処分量）は総排出量の10%、直接焼却量は総処理量の約79%となっています。



（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図 2-1-2 ごみの処理フロー（令和6年度（2024年度））

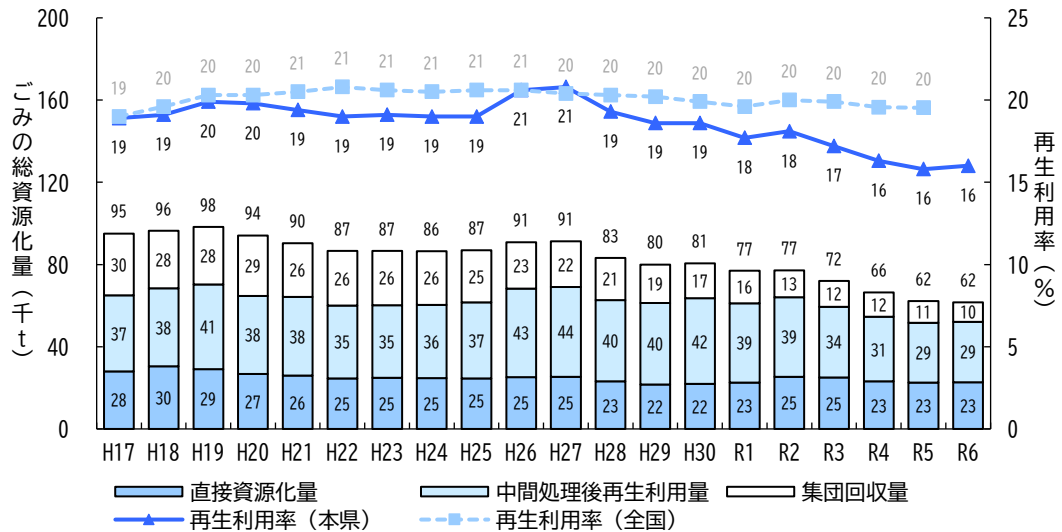


（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図 2-1-3 ごみの処理量の内訳の推移

(イ) ごみの総資源化量および再生利用率

ごみの総資源化量および再生利用率<sup>※2-1</sup>は減少傾向となっています（図 2-1-4）。



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

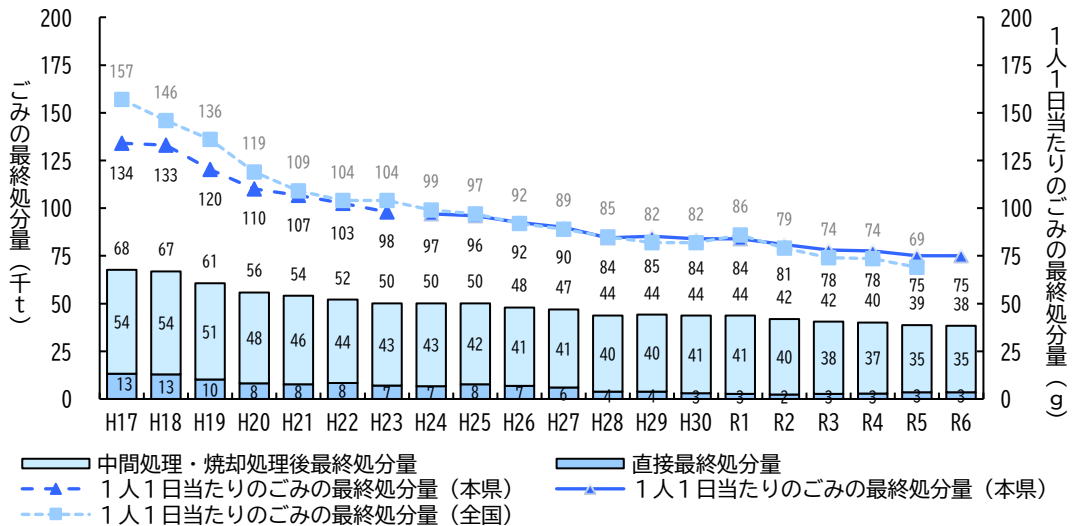
図 2-1-4 ごみの総資源化量および再生利用率の推移

※2-1 ごみの再生利用率：再生利用率 (%) = (総資源化量 / ごみの総排出量) × 100

総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

(ウ) ごみの最終処分量

ごみの最終処分量 (総量および1人1日当たり) は減少傾向となっています。1人1日当たりのごみの最終処分量は五次計画の目標である82g以下であり、目標を達成しています (図 2-1-5)。



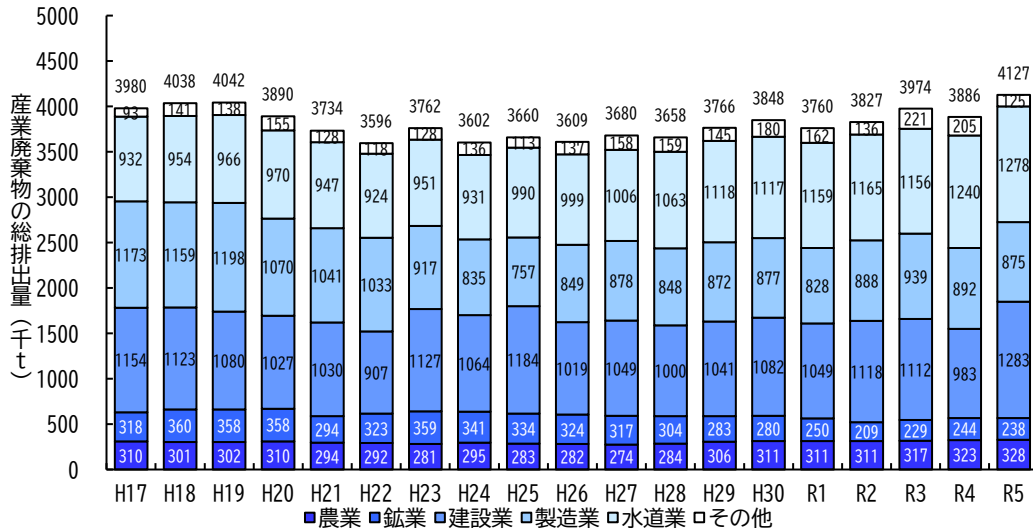
(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

図 2-1-5 ごみの最終処分量の推移

1 (2) 産業廃棄物

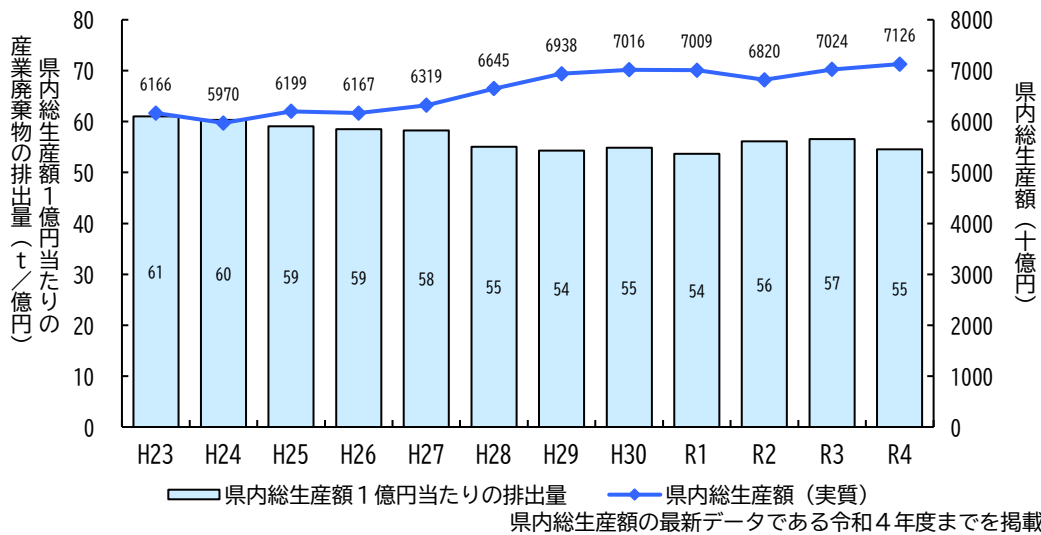
2 ア 産業廃棄物の排出の状況

3 産業廃棄物の総排出量は県内総生産額の増加に伴って、増加傾向となっています。一方、県  
4 内総生産額1億円当たりの排出量は10年前よりも低い値となっています(図2-1-6、図2-1-  
5 7)。



6 (滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

7 図2-1-6 産業廃棄物の総排出量の推移



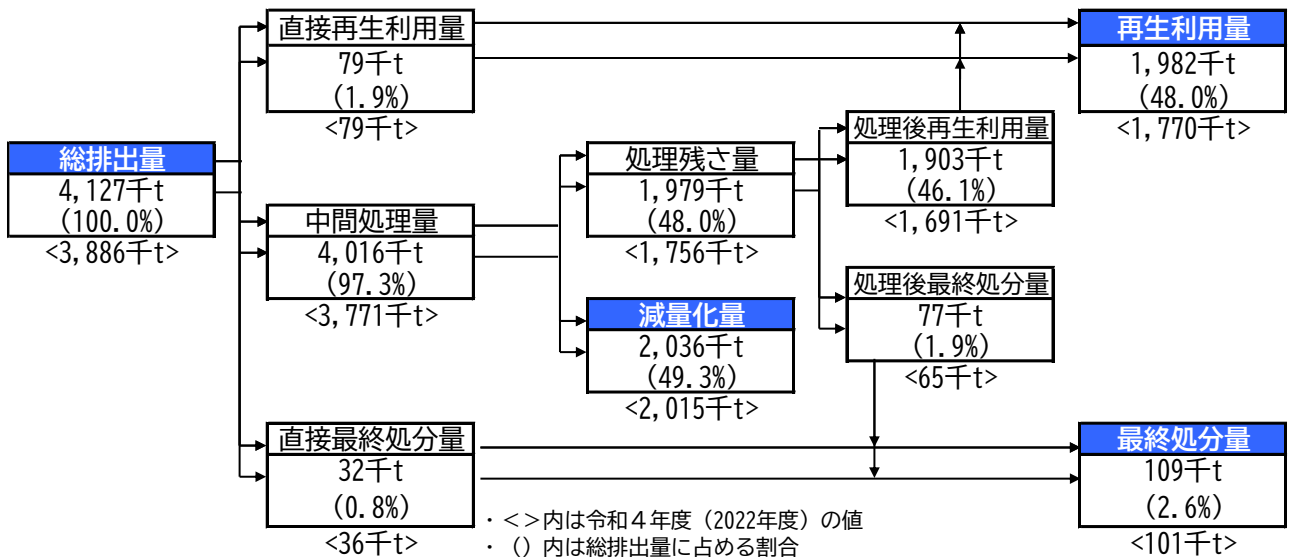
8 (滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」、内閣府「県民経済計算 H23~R4」)

9 図2-1-7 県内総生産額1億円当たりの産業廃棄物の排出量の推移

10 イ 産業廃棄物の処理の状況

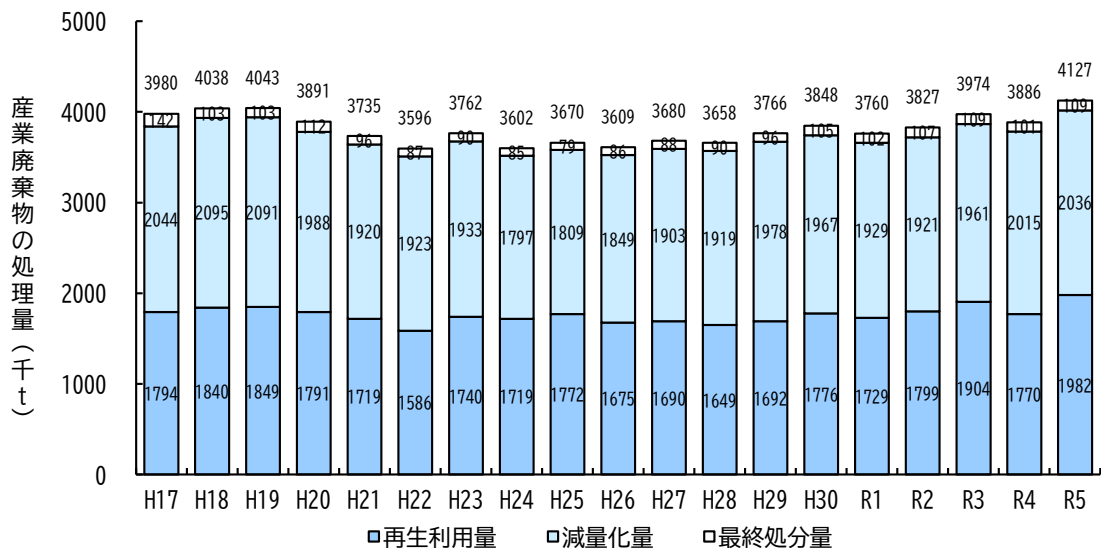
11 (ア) 産業廃棄物の処理フローおよび処理量の内訳

12 令和5年度(2023年度)の産業廃棄物の処理フローは図2-1-8、処理量の内訳の推移は図2-  
13 1-9のとおりです。最終処分量(=直接最終処分量+中間処理後最終処分量)は総排出量の3%  
14 となっています。



（滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」）

図 2-1-8 産業廃棄物処理フロー（令和5年度（2023年度））

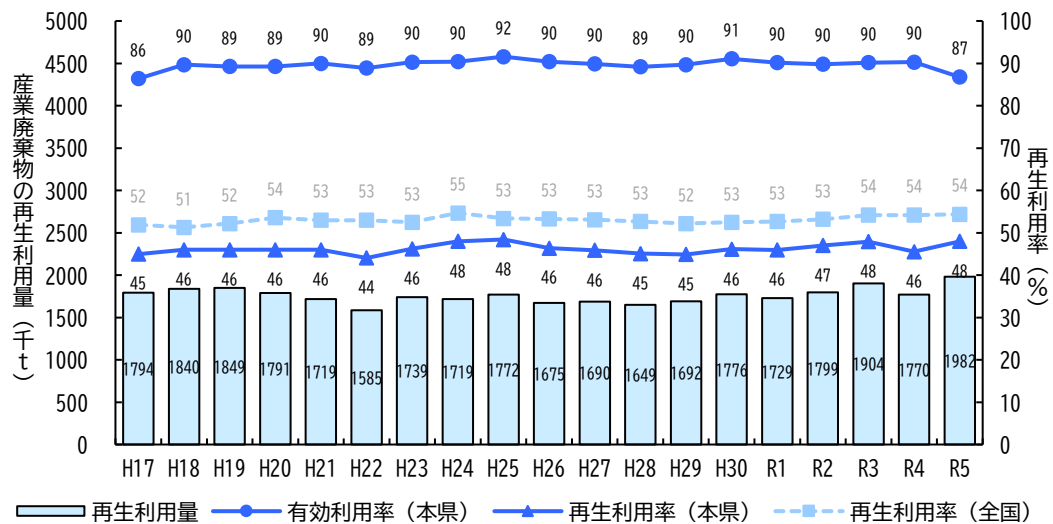


（滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」）

図 2-1-9 産業廃棄物処理量の内訳の推移

(イ) 産業廃棄物の再生利用量および再生利用率

産業廃棄物の再生利用量、再生利用率<sup>※2-2</sup>および有効利用率<sup>※2-3</sup>は概ね横ばいとなっています（図 2-1-10）。汚泥に含まれる水分を除いた再生利用割合である有効利用率は、過去 20 年間を通して 90%程度と高いレベルにあり、実質的な再生利用は相当程度進んでいると言えます。



(滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

図 2-1-10 産業廃棄物の再生利用量および再生利用率の推移

※2-2 産業廃棄物の再生利用率：再生利用率 (%) = (再生利用量 / 総排出量) × 100

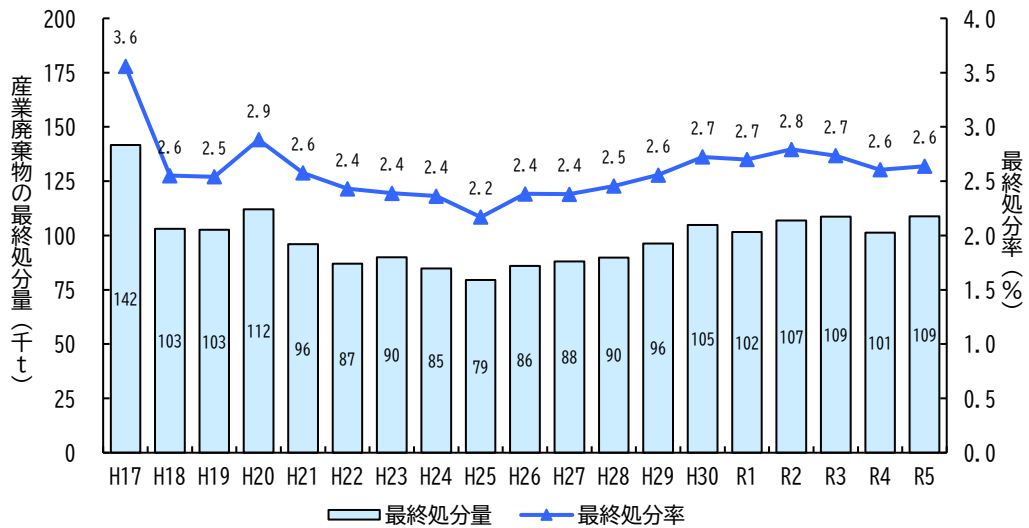
※2-3 産業廃棄物の有効利用率：有効利用率 (%) = [(発生量 - 資源化されない量) / 発生量] × 100

発生量 = 総排出量 - 汚泥の事業所内での脱水による減量

#### (ウ) 産業廃棄物の最終処分量

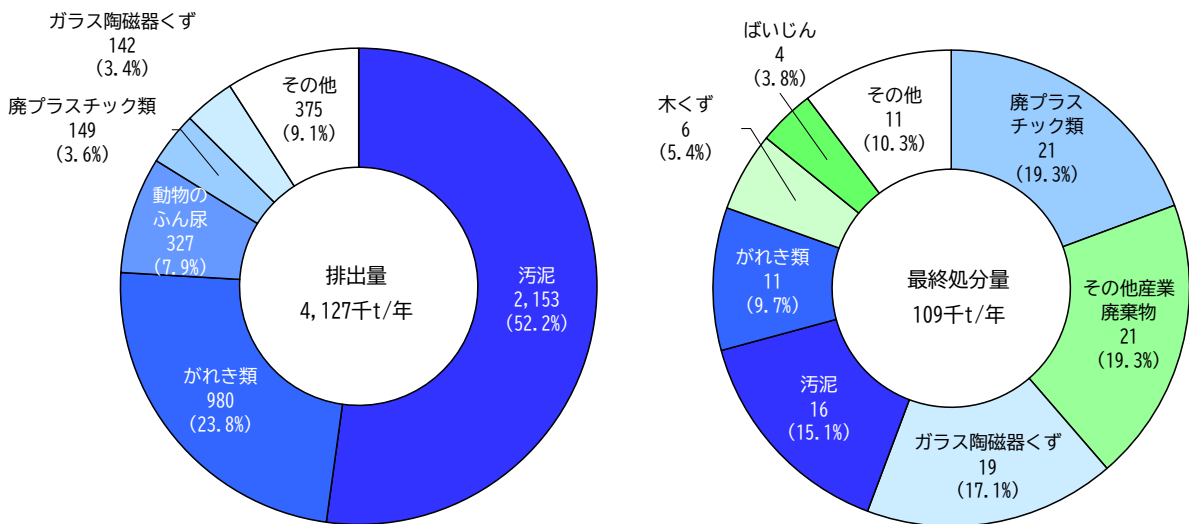
産業廃棄物の排出量の増加に伴って、最終処分量も増加傾向となっています。最終処分量は 98 千 t とする目標まで、11 千 t 削減が必要な状況です (図 2-1-11)。

令和 5 年度 (2023 年度) における廃棄物の種類別の状況を見ると、汚泥の排出量が最も多く、全体の 52% を占めています (図 2-1-12)。汚泥は脱水によりその約 90% が減量化され、最終処分率は約 1% となっていますが、排出量が多いため、最終処分量に占める割合は約 15% と 4 番目に多い項目となっています (図 2-1-13)。また、廃プラスチック類およびガラス陶磁器くずの排出量は全体の約 7% であるにも関わらず、それらの最終処分量は全体の約 36% を占めています (図 2-1-12)。



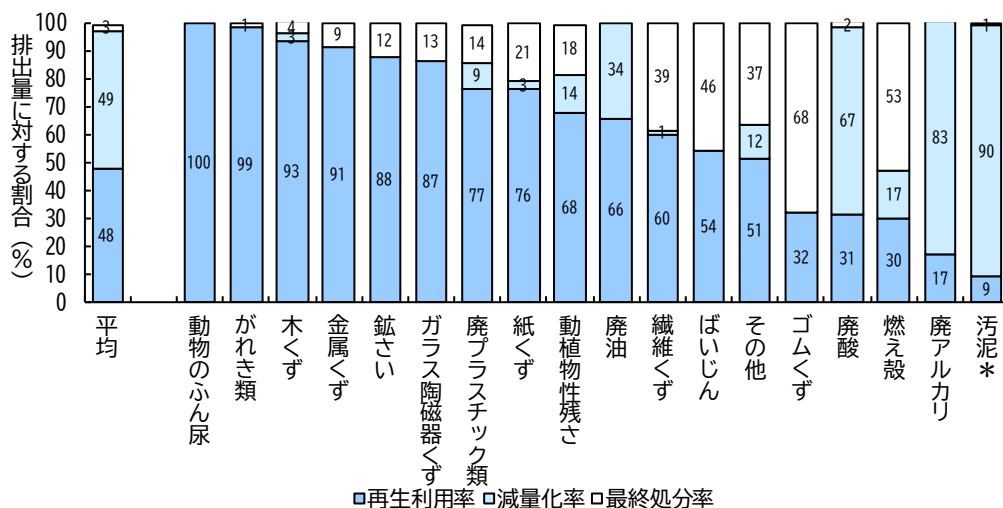
(滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

図 2-1-11 産業廃棄物の最終処分量の推移



(滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

図 2-1-12 産業廃棄物の主な種類別の排出量および最終処分量 (令和5年度 (2023年度))



(滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

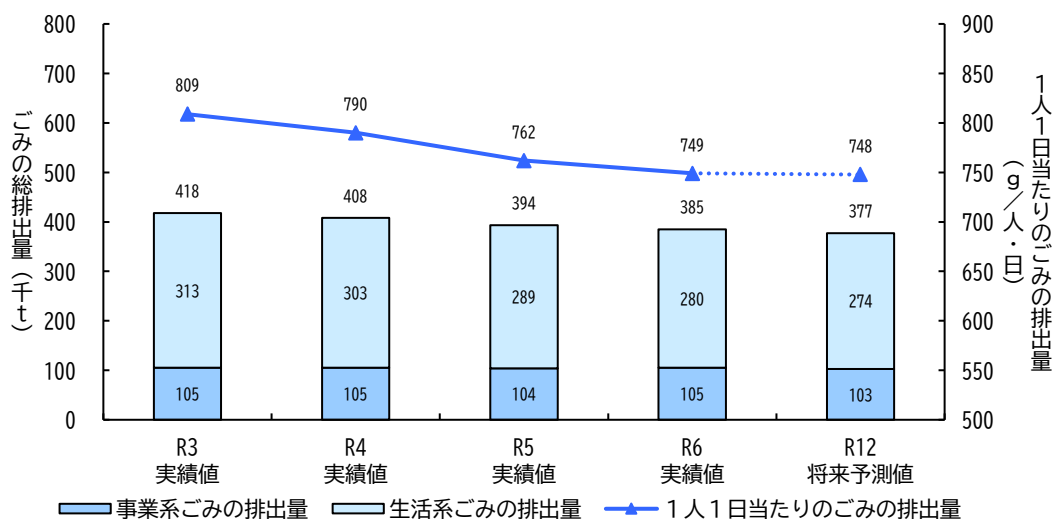
図 2-1-13 産業廃棄物の種類別の処理率（令和5年度（2023年度））

## 2 廃棄物の発生量および処理量の見込み（廃棄物処理法第5条の5第2項第1号）

### (1) 一般廃棄物（ごみ）

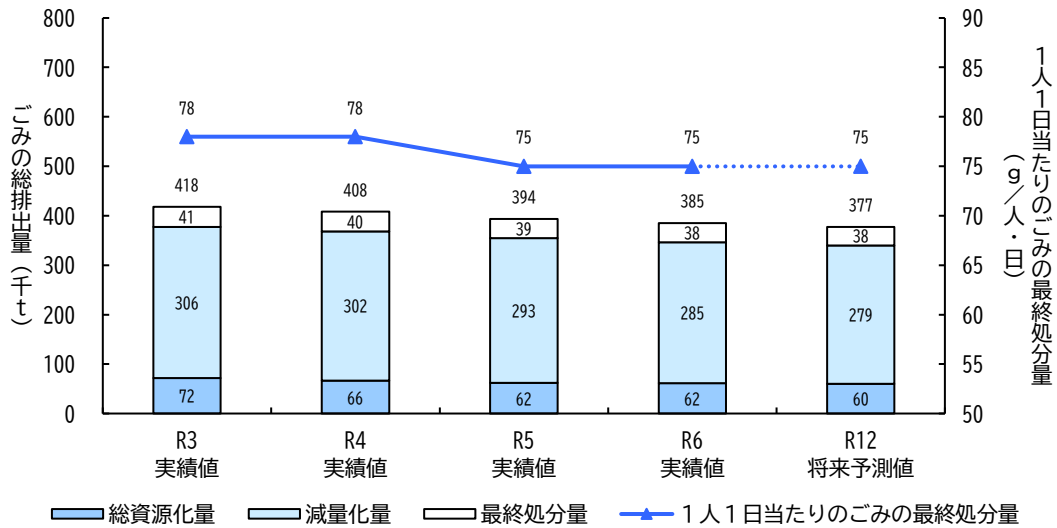
一般廃棄物の総排出量および処理量は、1人1日当たりのごみの排出量や総排出量に対する最終処分量等の割合が令和5年度（2023年度）の値から変わらないものと仮定して推計しました。

令和12年度（2030年度）のごみの総排出量は377千t、総資源化量は60千t、減量化量は279千t、最終処分量は38千tとなります（図2-2-1、図2-2-2）。



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県「第六次廃棄物処理計画等策定事業」)

図 2-2-1 ごみの排出量の将来見込み



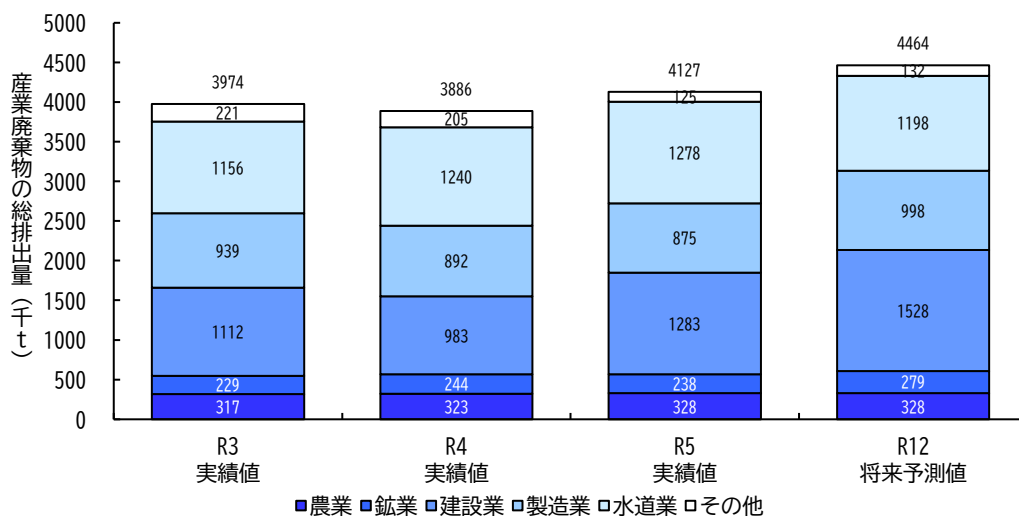
(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県「第六次廃棄物処理計画等策定事業」)

図 2-2-2 ごみの処分量の将来見込み

## (2) 産業廃棄物

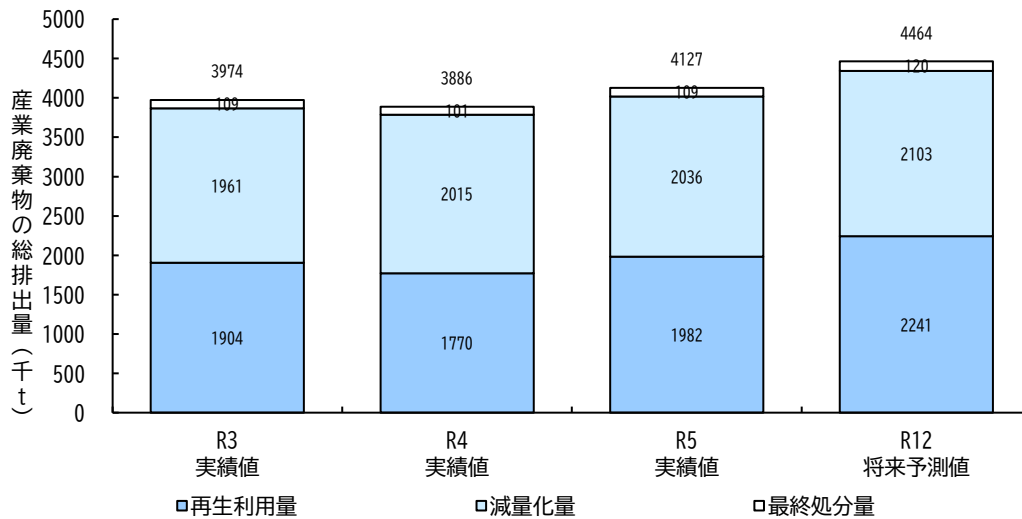
産業廃棄物の総排出量および処理量は、本県における近年の経済活動量から将来の経済活動量を業種ごと（建設業、製造業、電気・水道業、医療・福祉、その他）に予測し、経済活動量と産業廃棄物の排出状況等との関係が現時点から変わらないものと仮定して推計しました。さらに、建設業においては、使用済み太陽光パネルが増加すると見込まれることから、令和12年度（2030年度）の本県における使用済み太陽光パネルの廃棄量の予測値（2,312t）により補正を行いました。

本県では、全国と比較して建設業と製造業の経済活動が活発化していること等から、令和12年度（2030年度）の産業廃棄物の総排出量は4,464千tとなり、令和5年度（2023年度）実績値と比較して増加する見込みです（図2-2-3）。また、令和12年度（2030年度）の産業廃棄物の再生利用量は2,241千t、減量化量は2,103千t、最終処分量は120千tとなります（図2-2-4）。



(滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

図 2-2-3 産業廃棄物の排出量の将来見込み



(滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」)

図 2-2-4 産業廃棄物の処理量の内訳の将来見込み

### 3 五次計画の進捗状況と課題

#### (1) 重点取組・施策

##### ア プラスチックごみの発生抑制等の推進

##### 背景

プラスチックごみが河川等を経由して琵琶湖へ流入することによる環境悪化が懸念されています。琵琶湖岸漂着物等実態把握調査（平成 27 年（2015 年））や守山市赤野井湾での湖底ごみの実態把握調査（令和元年（2019 年））において、漂着ごみや湖底ごみに占めるプラスチック類（農業系プラスチックごみ、袋類、ペットボトル等）の割合は全ごみ種の中で最も多いという結果でした。農業系プラスチックごみの排出源は農地と考えられますが、袋類やペットボトル等の散在性プラスチックごみと想定される物の排出源は明確に特定できていません。さらに、プラスチックの製造・廃棄に伴う温室効果ガスの排出削減や資源節約の観点から、プラスチックごみの排出抑制や再資源化が求められています。

##### 五次計画の進捗状況

環境美化（清掃）活動によるプラスチックごみの回収を行うとともに、使い捨てプラスチック製品の使用削減のための啓発を行い、ごみとなる前の段階での対策を進めました。

##### a 使い捨てプラスチック製品の使用状況

- レジ袋辞退率および県内のマイボトル使用可能なスポット数は目標を達成しました（表 2-3-1）。レジ袋辞退率は 90%前後で推移しており、レジ袋をできるだけ使用しない生活習慣が浸透したと考えられます。また、県内のマイボトル使用可能なスポット数も増加傾向で推移しており、マイボトル普及のための環境整備も進展してきたと言えます。
- 宿泊施設における使い捨てプラスチックアメニティの廃止に向けた取組も進められていますが、県民 Web アンケートの結果を見ると、使い捨てプラスチックの使用を控え、プラス

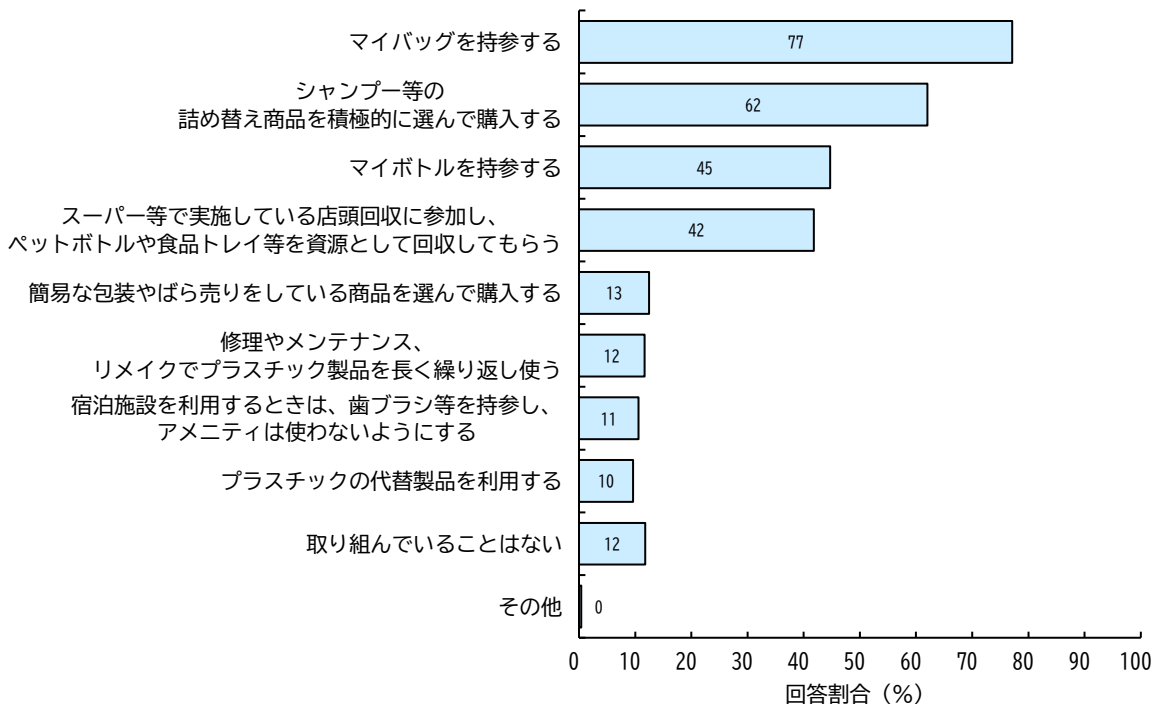
チックの代替製品を使用することや、プラスチックを資源として回収する取組は十分に広がっているとは言えません（図 2-3-1）。

表 2-3-1 五次計画の目標の達成状況（プラスチックごみの発生抑制等の推進）

		実績値					五次計画	
		計画期間					目標値	達成状況
		R2	R3	R4	R5	R6		
レジ袋辞退率	%	90.8	91.2	90.6	90.2	88.8	85以上 計画期間中	○
県内のマイボトル 使用可能なスポット数	箇所	22	56	97	112	120	100	○

（滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会による調査、関西広域連合による調査）

あなたは、「プラスチックごみ」を減らすために取り組んでいることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。（回答者数：2,000人）



（滋賀県「県民 Web アンケート（令和7年度（2025年度））」）

図 2-3-1 県民が「プラスチックごみ」減らすために取り組んでいること

**課題**

- 琵琶湖に流入しているプラスチックごみには、排出源が明確に特定できていないものも多い状況であるため、主な排出源を特定し、効果的な対策につなげる必要があります。
- 引き続き、使い捨てプラスチックの使用を控え、プラスチックの代替製品を使用することや、プラスチックを資源として回収する取組を進めていく必要があります。

**イ 食品ロス削減の推進**

別冊に記載しています。

## ウ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築（廃棄物処理法第5条の5第2項第5号）

### 背景

近年、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害発生時における災害廃棄物処理に適切に対応していくとともに、平時からの備えが求められています。

### 五次計画の進捗状況

市町の災害廃棄物処理計画の策定支援、仮置場候補地選定への支援、災害廃棄物処理に係る訓練の実施、近畿、中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会への参画、各種手引きの作成、協定の締結によるごみ処理の相互支援体制の整備等を通じて、災害廃棄物の円滑な処理体制を強化しました。

#### a 市町の災害廃棄物処理計画の策定率

市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援した結果、目標としていた策定率 100%を達成しました（表 2-3-2）。

表 2-3-2 五次計画の目標の達成状況（災害廃棄物の円滑な処理体制の構築）

		実績値					五次計画	
		計画期間					目標値	達成状況
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
市町災害廃棄物処理計画の策定率	%	73.7	89.5	94.7	94.7	100	100 R6年度までに	○

（滋賀県による調査）

#### b 仮置場候補地選定への支援

仮置場候補地選定への支援をした結果、最大災害時の仮置場必要面積を確保済みの市町の割合は 42%（8市町/19市町）となりました（令和6年度（2024年度）末時点）。

#### c 能登半島地震への支援

令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震への支援を実施しました。本経験をもとに、滋賀県環境整備事業協同組合が廃棄物適正処理推進大会 2024 で災害廃棄物処理に関してとりまとめたところによると、し尿処理施設の稼働停止によるし尿処理の遅れ、倒壊家屋の公費解体の遅延、膨大な量の災害廃棄物の発生とこれらの仮置場の不足、交通インフラの寸断、情報の錯そう、人手不足や知見を持った職人の不足等が問題となりました。本県においても、し尿処理施設が老朽化していることから災害時にし尿処理施設が稼働停止することや、仮置場の必要面積を確保できていないことから災害時に仮置場が不足する可能性があります。

### 課題

能登半島地震での支援の経験を踏まえて、し尿処理施設の相互支援、災害廃棄物処理体制の強化、仮置場候補地の選定、情報共有の仕組みの整備等、実効性確保に向けたさらなる取組

を進める必要があります。

## (2) 不断の取組・施策

### ア 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進

#### (ア) 一般廃棄物の3Rの取組の推進（廃棄物処理法第5条の5第2項第2、3号）

##### 背景

環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、リデュースやリユースによって廃棄物の排出量を減少させるとともに、リサイクルによって可能な限り利用して処分量を減少させ、焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの排出削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用することが求められています。

##### 五次計画の進捗状況

3Rに係る普及啓発を中心に行いました。具体的には、3Rに関する先進事例やイベント、店頭回収の状況等の情報収集を行い、それらを県ホームページ等において発信するとともに、毎月1回の通信の発行、店頭やイベントにおける普及啓発、グリーン購入の推進等を行いました。また、各種リサイクル法の適正な運用を行いました。

##### a ごみの排出量および最終処分量

- 各関係主体（県民、NPO等の団体、事業者、市町、県）による3Rの取組の推進等により、ごみの排出量および最終処分量（いずれも総量および1人1日当たり）は減少しました（図2-1-1、図2-1-5）。1人1日当たりのごみの排出量および1人1日当たりのごみの最終処分量はいずれも目標を達成しました（表2-3-3）。

表 2-3-3 五次計画の目標の達成状況（一般廃棄物の3Rの取組の推進）

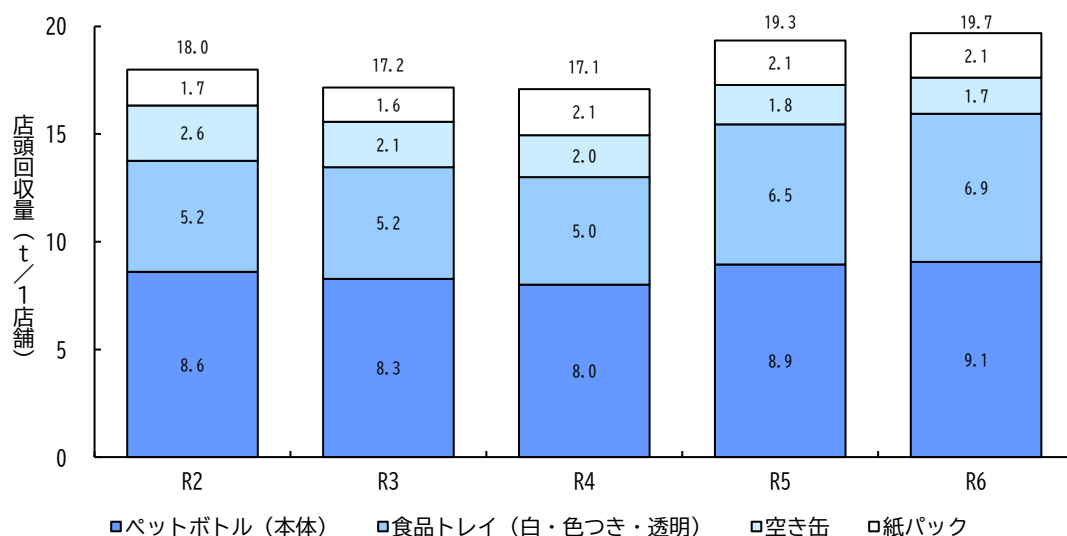
		実績値					五次計画	
		計画期間					目標値 R7	達成 状況
		R2	R3	R4	R5	R6		
1人1日当たりのごみの 排出量	g	822	809	790	762	749	804	○
1人1日当たりのごみの 最終処分量	g	81	78	78	75	75	82	○

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

##### b 再生利用率

- 再生利用率は減少傾向となっています（図2-1-4）。再生利用率は平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）にかけて5.3%減少していますが、内訳として中間処理後再生利用量の減少により2.3%、集団回収量の減少により2.4%減少しています。
- 中間処理後再生利用量の減少については、県内市町の一般廃棄物処理施設の更新により、焼却灰の資源化を終了したことやプラスチックごみを再生利用から熱回収に転換したこと等が一因と考えられます（図2-1-4）。

1 ▶ 集団回収量の減少については、再資源化しやすい品目の店頭回収等の民間ルートによる回  
 2 収が普及したことが考えられます（図 2-1-4）。県内の食料品等の小売店 1 店舗当たりの  
 3 主要 4 品目（ペットボトル、食品トレイ、空き缶、紙パック）の店頭回収量は、令和 4 年  
 4 度（2022 年度）から令和 6 年度（2024 年度）にかけて増加しています（図 2-3-2）。ま  
 5 また、市町へのアンケート結果においても再生利用率の低下要因として「一般廃棄物処理実  
 6 態調査」のデータに反映されない民間ルートによる回収の普及を挙げる市町が複数ありま  
 7 した。その他の要因として、人口減少・高齢化の影響で子供会を中心とした地域コミュニ  
 8 ティが弱体化し減少していることや、コロナ禍で感染防止のため集団回収を休止しその影  
 9 響が続いていることが考えられます。



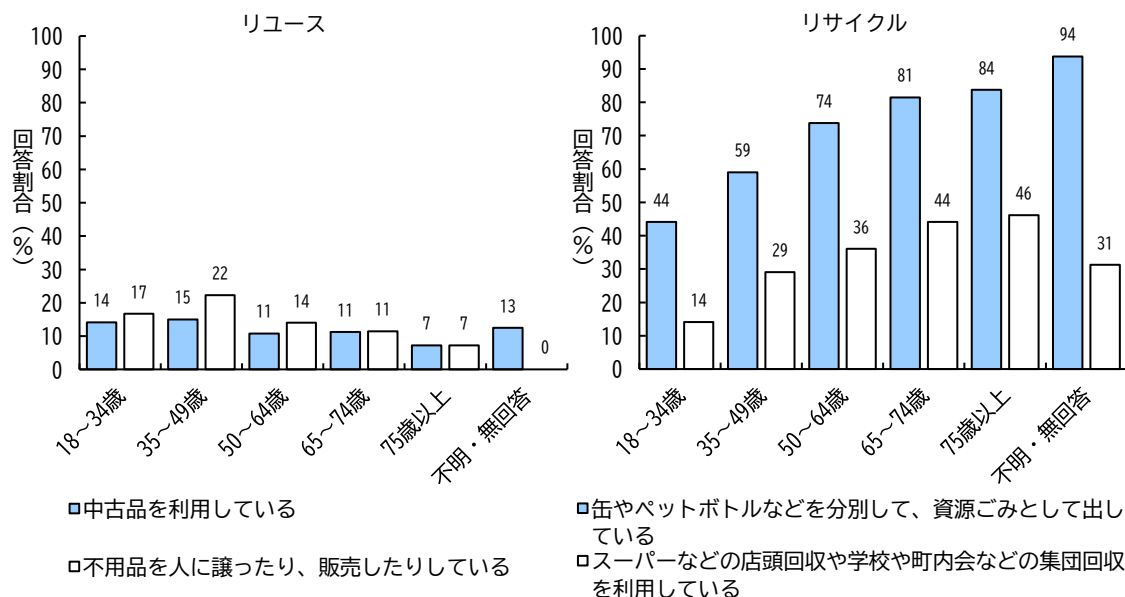
(滋賀県「資源物の店頭回収状況調査 (令和 7 年度 (2025 年度))」)

12 図 2-3-2 県内の食料品等の小売店 (回答のあった 89 店舗に限る) 1 店舗当たりの店頭回収量の推移

14 c 県民がごみを少なくするために心がけていること

15 ▶ 県政世論調査の結果において、県民がごみを少なくするために心がけていることのうち、  
 16 中古品の利用や不用品の販売等（リユース）は、若い世代の実施率が高い傾向となりました  
 17 （図 2-3-3）。これはフリマアプリの普及等によるものと考えられ、今後の拡大が期待  
 18 できます。一方、資源ごみの分別（リサイクル）は、高齢世代の実施率が高い傾向となり  
 19 ました（図 2-3-3）。缶やペットボトル等を資源ごみとして分別している人の割合は、75  
 20 歳以上は 84%であるのに対して、18~34 歳は 44%であり、40%の差がありました。

あなたが日頃の暮らしの中で、ごみを少なくするために心がけていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。（回答者数：3,918人）



（滋賀県「第58回滋賀県政世論調査（令和7年度（2025年度）」）

図 2-3-3 県民がごみを少なくするために心がけていること

### 課題

- ▶ 循環型社会の実現に向けて、引き続き、ごみの排出量および最終処分量を減少させていく必要があります。
- ▶ 資源ごみの分別については、県政世論調査の結果から、若い世代ほど行っていない人が多く、特に最も若い世代層（18～34歳）においては半数以上の人が行っていないことが明らかとなっています。店頭回収等の民間ルートによる資源物の回収が普及してきていると考えられることから、これまでの行政回収や集団回収に加えて、店頭回収等の回収ルートを活用し、県民1人ひとりがライフスタイルにあった回収ルートを利用できる環境を整える必要があります。

#### (イ) 産業廃棄物の3Rの取組の推進（廃棄物処理法第5条の5第2項第2、4号関係）

##### 背景

環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、リデュースやリユースによって廃棄物の排出量を減少させるとともに、リサイクルによって可能な限り利用して処分量を減少させ、焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの排出削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用することが求められています。〈再掲〉

##### 五次計画の進捗状況

3Rに係る事業者支援や先進事例の情報提供を中心に行いました。具体的には、産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援、産業廃棄物の排出事業者に対する発生抑制等に係る普及啓発、滋賀県リサイクル認定製品の利用促進、各種リサイクル法の適正な運用等を行いました。

1 a 産業廃棄物の排出量および最終処分量

2 ▶ 各取組を行ったものの、県内総生産額の増加の影響を受け、産業廃棄物の総排出量および  
3 最終処分量は減少しませんでした（図 2-1-6、図 2-1-13）。産業廃棄物の最終処分量は 98  
4 千 t とする目標まで 11 千 t 削減が必要な状況です（表 2-3-4）。

5  
6 表 2-3-4 五次計画の目標の達成状況（産業廃棄物の 3R の取組の推進）

		実績値					五次計画	
		計画期間					目標値	達成 状況
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
産業廃棄物の最終処分量	千t	107	109	101	109	集計中	98	×

7  
8 （滋賀県「産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査」）

9  
10 b 産業廃棄物の再生利用率および有効利用率

11 ▶ 各取組を行ったものの、産業廃棄物の再生利用率および有効利用率は上昇しませんでした  
12 （図 2-1-10）。産業廃棄物の有効利用率は 9 割程度と高いレベルにあり、さらに向上させ  
13 る余地は限られているためと考えられます。

14  
15 c 滋賀県産業廃棄物税

16 ▶ 平成 16 年（2004 年）1 月から滋賀県産業廃棄物税（産業廃棄物の排出抑制や資源化の推進を目的に、  
17 県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を一定量以上搬入した事業者から徴収している  
18 法定外目的税）を導入しています。令和 5 年（2023 年）10 月に、公益財団法人滋賀県環境事  
19 業公社のクリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）が受入を終了したことから、税収の  
20 減少が見込まれています。このため、滋賀県税制審議会長から令和 6 年（2024 年）4 月 26 日  
21 付け滋税審第 2 号により、課税方式や用途事業の検討を行うよう答申を受けました。

22  
23 **課題**

- 24 ▶ 循環型社会の実現に向けて、引き続き、産業廃棄物の排出量および最終処分量を減少させて  
25 いく必要があります。
- 26 ▶ 産業廃棄物の再生利用率をさらに向上させる余地が限られている状況ではあるものの、最終  
27 処分量に占める割合が高い、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くずおよび汚泥の再生利用率  
28 を重点的に向上させることにより、全体の再生利用率を向上させることが有効であると考え  
29 られます（図 2-1-11）。
- 30 ▶ 2030 年代以降、太陽光パネルの大量廃棄が見込まれていることから、使用済み太陽光パネル  
31 の再資源化に向けた対応が必要です。
- 32 ▶ 滋賀県産業廃棄物税については、滋賀県税制審議会長からの答申に基づき、課税方式や用途  
33 事業の検討を行う必要があります。

## イ 廃棄物の適正処理の推進

### (ア) 一般廃棄物の適正処理の推進（廃棄物処理法第5条の5第2項第2、3号）

#### 背景

県民の安全・安心な生活を支えるためには、一般廃棄物の適正な処理が欠かせません。

一般廃棄物の処理は市町が担っていることから、県は市町に対して必要な技術的援助を与えることに努めています。

#### 五次計画の進捗状況

一般廃棄物処理施設の監視指導、一般廃棄物処理施設の整備支援、大阪湾フェニックス事業への関与、市町等との一般廃棄物処理に関する情報交換等を行いました。

##### a 一般廃棄物処理施設の監視指導

➤ 廃棄物処理法等に基づき、一般廃棄物処理施設設置者に対して原則年1回の立入検査を行いました。（この立入検査については、産業廃棄物に関する立入検査と併せて「(エ)産業廃棄物の適正処理の推進（廃棄物処理法第5条の5第2項第2、4号関係）」に記載しています。）

##### b 一般廃棄物処理施設の整備支援

➤ 市町や一部事務組合に対して、「循環型社会形成推進地域計画」の策定や循環型社会形成推進交付金に係る助言や情報提供を行いました。

➤ 国の基本方針や廃棄物処理法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画（令和5年（2023年）6月）」等において、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から、ごみ処理の広域化およびごみ処理施設の集約化の更なる推進が求められており、本県においても在り方の検討が求められています。

##### c 大阪湾フェニックス事業への関与

➤ 県内の一般廃棄物の最終処分量の約5割は大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス事業（近畿の自治体、港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立てにより、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るもの。）の最終処分場に搬入されています。適切な運営が図られるよう、本事業に関与しました。

##### d 市町等との一般廃棄物処理に関する情報交換

➤ 県、市町、一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会（事務局：滋賀県）において、市町の処理場では処理が困難な廃棄物（一部のリチウム蓄電池、がれき類、スプリングコイルマットレス等）の処理やリチウム蓄電池の廃棄時の火災事故防止対策について情報交換を行いました。現在でも、リチウム蓄電池による火災等は県内で発生しており、解決には至っていません。

## 課題

- ▶ 本県におけるごみ処理の広域化およびごみ処理施設の集約化の在り方について検討する必要があります。
- ▶ 市町の処理場では処理が困難な廃棄物の処理やリチウム蓄電池の廃棄時の火災事故防止対策が求められています。

### (イ) 生活排水の適正処理の推進

#### 背景

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境を保全するため、生活排水の適正な処理が求められています。

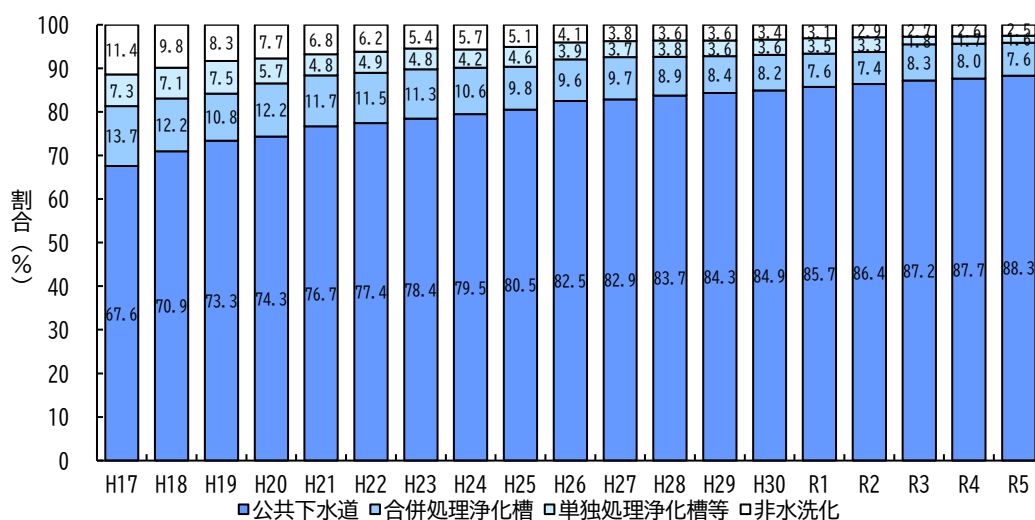
生活排水は排泄、炊事、洗濯、入浴等の人の生活に伴い公共用水域に排出される水の中で、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。このうち、計画収集（汲み取り）し尿および合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を処理する浄化槽）、単独処理浄化槽（し尿のみを処理し、生活雑排水を処理しない浄化槽）および集落排水施設から発生する汚泥が一般廃棄物に該当します。

#### 五次計画の進捗状況

汚水処理施設（下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等）、し尿処理施設（し尿や浄化槽から発生した汚泥等を処理する施設であり、一般廃棄物処理施設の1種。なお、下水処理場は下水道法（昭和33年法律第79号）の適用を受け、浄化槽は浄化槽法（昭和58年法律第43号）の適用を受けるため、し尿処理施設には該当しない。）の整備等を市町等と連携して行いました。

##### a 汚水処理施設の整備等

- ▶ 「滋賀県汚水処理構想2016（平成29年（2017年）3月）」に基づき、汚水処理施設の整備を進めた結果、水洗化人口率は上昇しました（図2-3-4）。



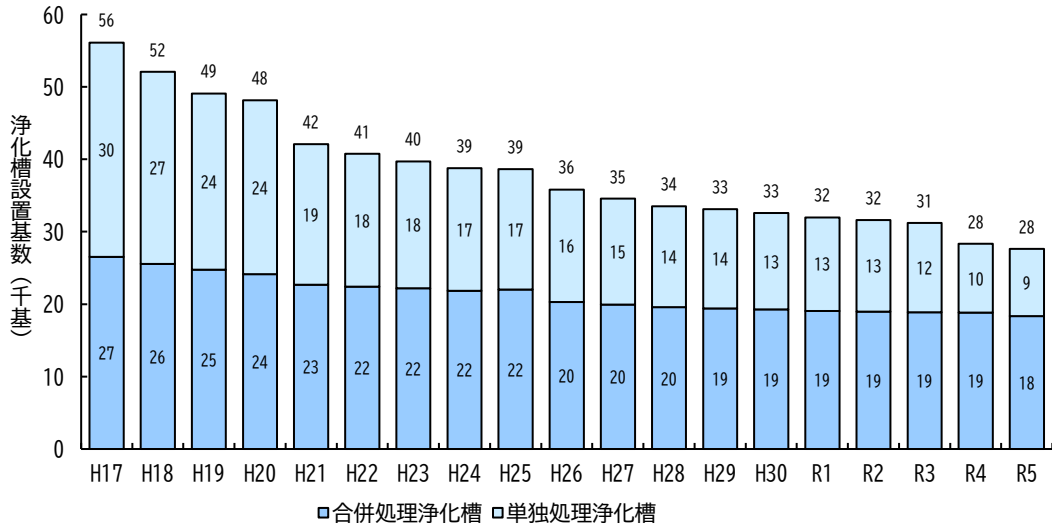
（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図2-3-4 し尿処理形態の推移

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

b 合併処理浄化槽の整備等

➤ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めた結果、単独処理浄化槽の設置数は減少しました（図 2-3-5）。

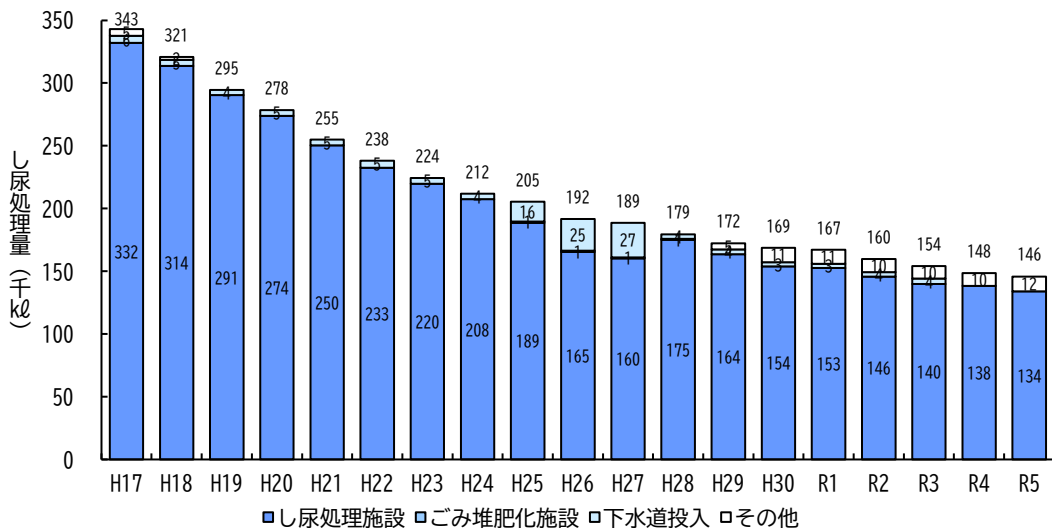


(環境省「浄化槽の普及指導調査」)

図 2-3-5 浄化槽設置基数の推移

c し尿処理施設の整備等

➤ 浄化槽の減少に伴い、し尿処理施設におけるし尿処理量も減少傾向となっています（図 2-3-6）。



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

図 2-3-6 し尿処理量の推移

課題

➤ 県内の人口動態および産業立地の状況等の社会情勢の変化や老朽化による更新需要の拡大が見込まれており、より一層の効率的な施設整備と持続可能な運営が求められています。

1 (ウ) 散在性ごみ対策

2 背景

3 県民、事業者、土地の占有者および県が一体となって、ごみの投捨てによる散乱を防止する  
 4 ことにより、美観の保持および琵琶湖その他の水域の水質保全に努め、もって快適でさわやかな  
 5 県土をつくり上げることを目指しています。

7 五次計画の進捗状況

8 環境美化（清掃）活動の推進、ごみの散乱防止に係る監視・啓発、散在性ごみの分布状況の  
 9 調査等を行いました。

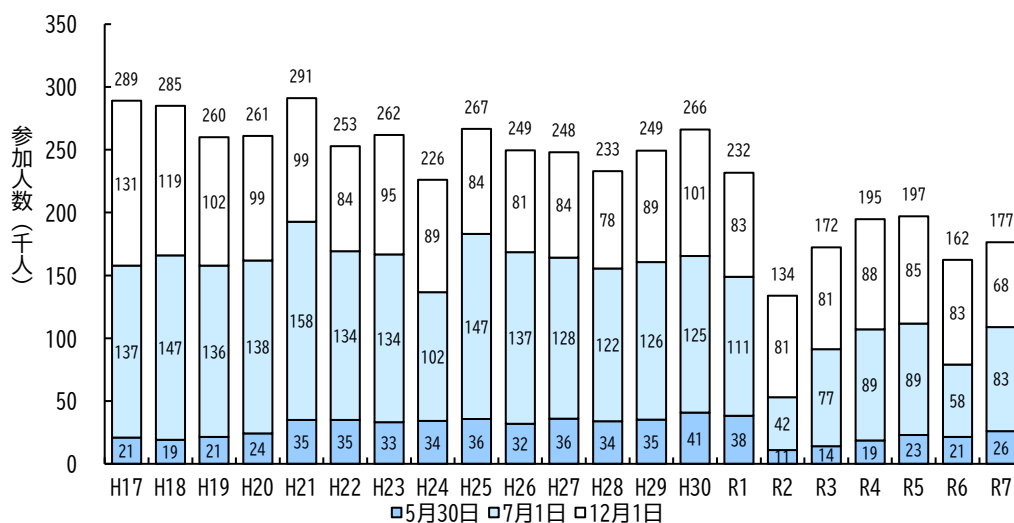
11 a 環境美化（清掃）活動

- 12 ▶ 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年（1992年）滋賀県条例第20号）で定める  
 13 「環境美化の日（5月30日、7月1日、12月1日）」を基準とした環境美化運動への五次  
 14 計画期間の累計参加者数は903,045人であり、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、  
 15 五次計画期間累計で1,200,000人とする目標を達成できませんでした（表2-3-5、図2-3-  
 16 7）。
- 17 ▶ 県民 Web アンケートの結果から、若い世代ほど清掃活動への参加経験がないことが明らか  
 18 となっています（図2-3-8）。

20 表2-3-5 五次計画の目標の達成状況（散在性ごみ対策）

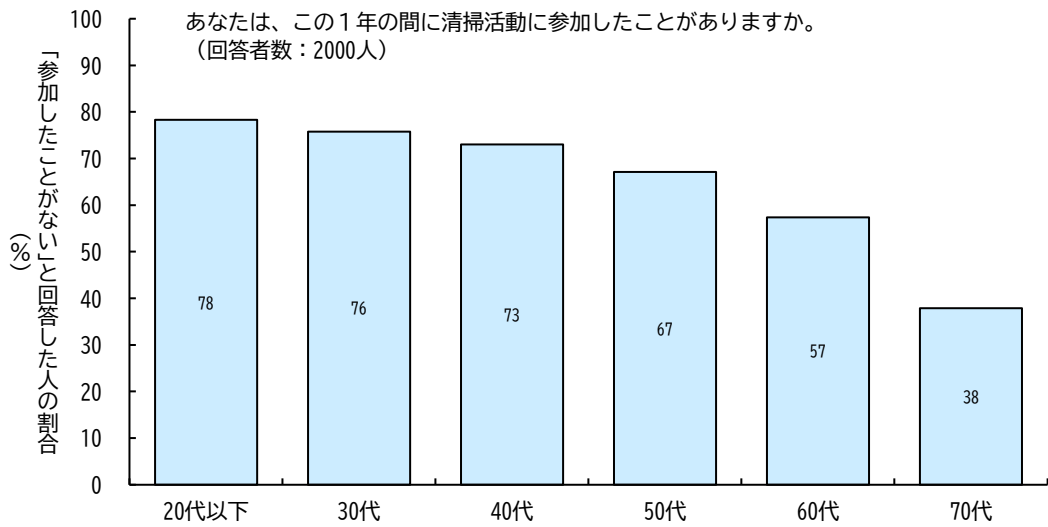
	R2	実績値					五次計画		
		計画期間					目標値	達成 状況	
		R3	R4	R5	R6	R7	R7		
「環境美化の日」を基準とし た環境美化運動参加者数	人	133,812	172,321	194,802	197,019	162,387	176,516	1,200,000 計画期間累計	×

22 (滋賀県による調査)



25 (滋賀県による調査)

図 2-3-7 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数の推移

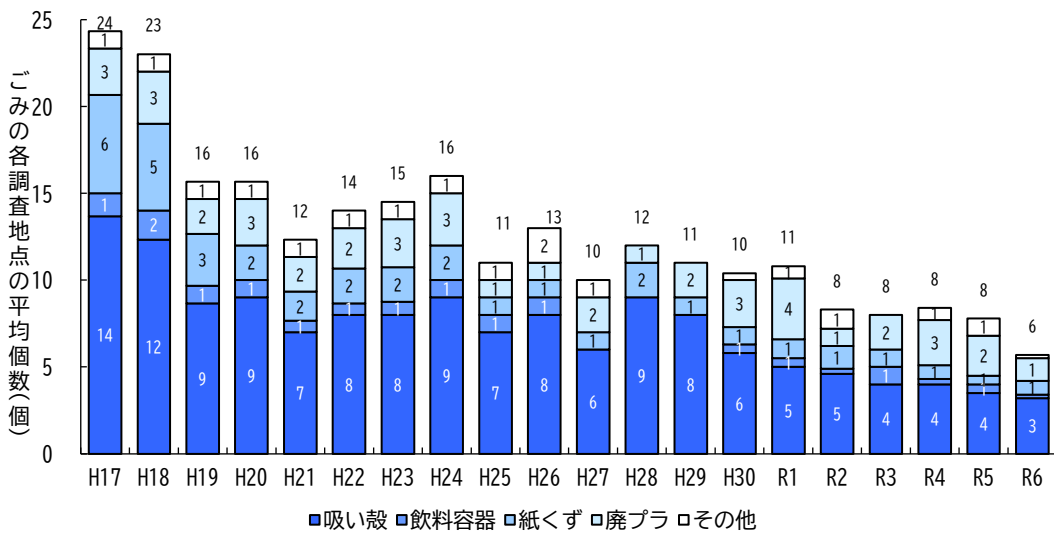


(滋賀県「県民 Web アンケート (令和7年度 (2025年度))」)

図 2-3-8 清掃活動への参加経験

b 散在性ごみの分布状況

➤ ごみの散乱防止に係る監視・啓発等を行った結果、定点観測調査における散在性ごみの量は減少傾向となっています (図 2-3-9)。一方、琵琶湖岸に漂着するごみや道路沿いのごみは依然として確認されています。



(滋賀県による調査)

図 2-3-9 定点観測調査結果の推移

課題

- 環境美化 (清掃) 活動の推進に当たっては、若い世代をターゲットとした活動の活性化につながる必要があります。
- 散在性ごみの分布状況については、定点観測調査以外の広域地域の状況は把握できていませ

1 ん。ごみの散乱防止やプラスチックごみの琵琶湖への流入防止等の施策等の基礎資料とする  
2 ため、散在性ごみの分布状況を広域的に把握する必要があります。

## 4 (I) 産業廃棄物の適正処理の推進（廃棄物処理法第5条の5第2項第2、4号関係）

### 5 背景

6 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければ  
7 なりません。

8 県は旧 RD エンジニアリング社最終処分場問題等の過去からの不適正事案の経験を踏まえ、  
9 平成21年（2009年）に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を定め、産業廃  
10 棄物の適正処理が確保されるよう、処理施設設置における事前審査の義務化や処理施設への年  
11 1回以上の計画的な立入検査実施により厳格な事業者の監視指導等を行っています。

### 12 五次計画の進捗状況

13 産業廃棄物排出事業者に対する指導、廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対する指  
14 導、ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の期限内処分の促進、最  
15 終処分場への公共関与、電子マニフェストの普及等を行いました。

#### 16 a 産業廃棄物排出事業者に対する指導等

17  
18 ▶ 排出事業者を対象とした講習会や工場・事業場立入調査時に廃棄物の適正処理を徹底する  
19 よう指導等を行いました。

#### 20 b 廃棄物処理施設や産業廃棄物処分業者に対する指導等

21  
22 ▶ 廃棄物処理施設や産業廃棄物処分業者に対して、廃棄物処理法や「滋賀県産業廃棄物の適  
23 正処理の推進に関する要綱」等に基づき、処理施設の構造基準や維持管理基準への適合状  
24 況等を確認するため、立入検査を行いました。廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検  
25 査実施率は令和3年度（2021年度）を除き、ほぼ100%でした（表2-3-6）。実施率を100%  
26 とする目標は達成できなかったものの、処理施設等において大きな問題は発生していません。  
27 立入検査時には、根本的な是正指導だけでなく、未然防止に近い細かな指摘も行いま  
28 しました。このような細かな指摘も含めて、約400施設のうち約8割の施設に対して何らか  
29 の指導をしていることから、立入検査の意義は大きいと考えられます。

30  
31 ▶ 平成23年（2011年）の廃棄物処理法の改正で創設された優良産廃処理業者認定制度につい  
32 て、その認定件数は増加しました（表2-3-6）。なお、本制度は規模が大きくない事業者にと  
33 って、認定取得のための負担が大きいとの声もあります。

34 ▶ 甲賀市で計画中の民間安定型最終処分場の新設については、地域住民から地下水や流域河  
35 川の水質汚染に対する不安の声が上がっており、県は専門家からの意見を踏まえ、あらか  
36 じめ汚染発生時の対応計画の策定を事業者に求めるなど、より安全・安心な施設となるよ  
37 う指導を進めています。

表 2-3-6 五次計画の目標の達成状況（産業廃棄物の適正処理の推進）

		実績値					五次計画	
		計画期間					目標値	達成状況
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 (大津市除く)	%	99.8	88.2	99.8	100	97.1	100 計画期間中	×
優良産廃処理業者認定件数	件	186	197	208	221	234	270	× 見込み

(滋賀県による調査)

c PCB 廃棄物の期限内処分の促進

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年（2001 年）法律第 65 号、以下「PCB 特措法」という。）において定められている高濃度 PCB 廃棄物の処分については、最終的に令和 7 年（2025 年）8 月の登録期限を経て、令和 7 年（2025 年）12 月に登録された本県の全ての高濃度 PCB 廃棄物が処分先である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に搬入されました。しかし、その後も散発的に新規発見されるものがあり、適正保管等の指導を引き続き行っています。
- PCB 特措法において定められている低濃度 PCB 廃棄物の処分期限は令和 8 年度（2026 年度）末となっています。低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対する期限内処分の指導や低濃度 PCB 廃棄物を保管している可能性のある事業者へ周知を行いました。

d 最終処分場への公共関与

- 令和 5 年（2023 年）10 月に、公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）が受け入れを終了しました。令和 6 年度（2024 年度）末時点で、受け入れを行っている県内の最終処分場は安定型最終処分場のみです。
- 「滋賀県における産業廃棄物の方向性（令和 2 年（2020 年）1 月）」で示されているとおり、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わない方針です。

e 電子マニフェストの普及

- 滋賀県産業資源循環協会等を通じ、電子マニフェストの普及を行った結果、電子マニフェスト利用率は 54.3%（令和元年度（2019 年度））から 63.2%（令和 5 年度（2023 年度））となりました。なお、電子マニフェストは年間の交付件数が少ない事業者にとっては、電子マニフェスト利用のための金銭的負担が大きいとの声もあります。

**課題**

- 安定型最終処分場に係る浸透水等汚染発生時の対応計画の事前策定に関して、法令に基づく具体的な基準を設けるなど、最終処分場に対する地域住民の不安を解消するための法整備が必要です。

1 (オ) 不法投棄対策等

2 背景

3 産業廃棄物の不法投棄等について、処理業者による大規模な不適正処理事案は平成 27 年  
 4 (2015 年) 以降発生しておらず、規模の比較的小さな事案についても監視パトロール等により  
 5 新規発生件数は減少傾向にあるものの、発生は依然として後を絶たない状況です。不法投棄等  
 6 の未然防止、早期発見・早期解決に取り組んでいます。

8 五次計画の進捗状況

9 未然防止、早期発見・早期解決のための監視取締活動、不法投棄等発生時の厳正な対応、不  
 10 法投棄等をさせない地域づくりの推進、産業廃棄物排出事業者への指導等を行いました。

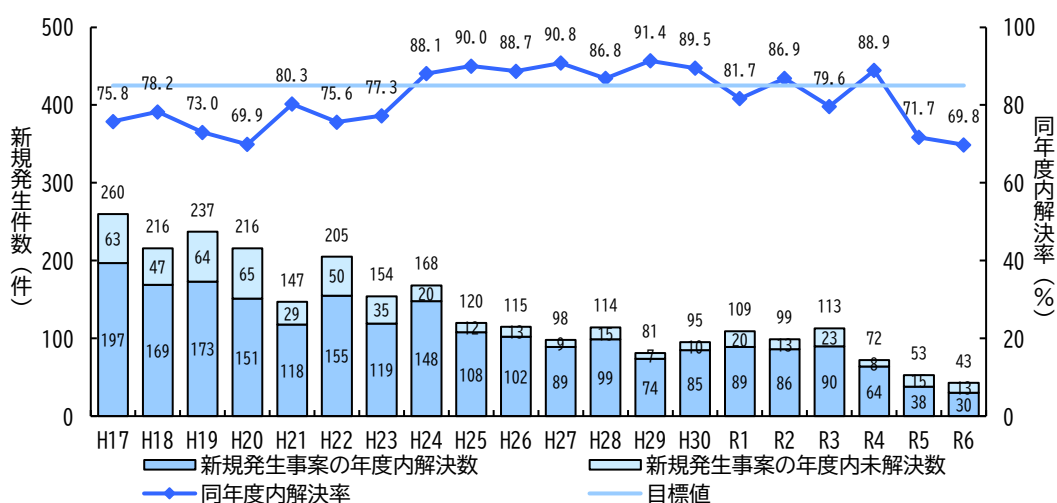
12 a 不法投棄等の発生状況とその解決率

13 ▶ 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率を 85%以上とする目標は達成できませんでした  
 14 (表 2-3-7)。野外焼却のような比較的解決しやすい事案が減る一方で、早期解決が困難な  
 15 埋立処分や不適正保管といった事案は下げ止まっており、結果として年度内解決率が低下  
 16 傾向にあります(図 2-3-10)。

18 表 2-3-7 五次計画の目標の達成状況(不法投棄対策等)

	%	実績値					五次計画	
		計画期間					目標値	達成 状況
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
産業廃棄物不法投棄等の発生 年度内解決率(大津市除く)		86.9	79.6	88.9	71.7	69.8	85以上 計画期間中	×

20 (滋賀県による調査)



・大津市の件数を除く(H21年に中核市となったため)

22 (滋賀県による調査)

24 図 2-3-10 不法投棄等の発生件数およびその年度内解決率の推移

## 課題

- ▶ 埋立処分や不適正保管は時間の経過とともに複雑化するため、「早期発見・早期解決」をより一層推進する必要があります。また、今後は未然防止にも注力していく必要があります。その手法として新たな技術の導入を積極的に検討することが重要です。

### (カ) 旧 RD エンジニアリング社最終処分場問題への対応

#### 背景

旧 RD エンジニアリング社の最終処分場における産業廃棄物の不適正処理に起因して、地下水汚染等の周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「支障等」という。）が発生しました。県は同社に支障等の除去を命じましたが、同社は命令を履行しなかったため、廃棄物処理法に基づく行政代執行として支障等の除去事業を行う必要が生じ、地元の同意を得た上で、平成 24 年（2012 年）に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年（2003 年）法律第 98 号）（以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業実施計画を策定し、国からの財政支援を受け、支障等の除去事業を行いました。

支障等の除去事業を進めるに当たっては、住民と県とのコミュニケーションが必ずしも十分でなかった過去の反省も踏まえ、周辺自治会・栗東市・滋賀県で構成する連絡協議会等で情報共有や意見交換を行い、調査や対策工事の方法について住民の意見を反映させながら対策に取り組みました。

対策工事は令和 3 年（2021 年）2 月に完了しましたが、実施計画に定める目標の達成を確認するため、モニタリング等を継続してきました。

#### 五次計画の進捗状況

対策工事終了後の 2 年間の地下水質や敷地境界ガスのモニタリング等の結果から、専門家のご意見を得て、実施計画に定める目標の達成を確認し、連絡協議会で説明した上で令和 5 年（2023 年）3 月に支障等の除去事業を完了しました。目標達成後も土地所有者責任として、構造物等の維持管理や必要なモニタリング等を継続しています。

## 4 近年の廃棄物政策の動向を踏まえた新たな課題

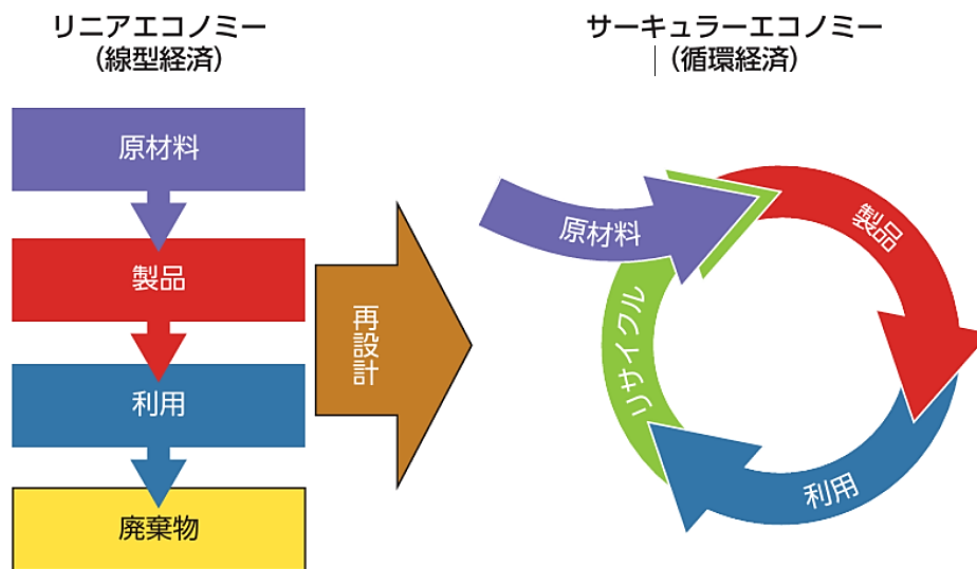
### (1) 近年の国の廃棄物政策の動向

#### ア 線形経済から循環経済へ

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済社会からの脱却については、これまでも循環型社会の形成等を通じて長年にわたり取り組まれてきました。しかし、資源制約の顕在化や環境負荷低減の必要性が一層高まる中で、従来の取組の延長だけでは対応が難しい局面も見られるようになっていきます。

こうした背景を踏まえ、近年では、資源や製品の価値をできるだけ長く維持し、効率的かつ循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方が、国際的にも重視されるようになっていきます。循環経済とは、資源や製品の価値をできるだけ長く維持し、再使用や再資源化を通じて循環的に利用することで、天然資源の投入量や廃棄物の発生を抑制する経済システムです。

1 国においては、循環型社会形成推進基本法（平成12年（2000年）法律第110号）に基づき、こ  
 2 れまで3Rの取組が進められてきましたが、近年では、資源循環を経済活動全体の中で捉える循環  
 3 経済の考え方を踏まえた政策整理が進められています。これまで本県を含め、循環型社会の形成  
 4 に向けた3Rの取組が進められてきましたが、循環経済では、製品の設計段階から使用、回収、再  
 5 利用・再資源化に至るまでの一連の流れを通じて、資源の価値をできるだけ下げずに循環させる  
 6 ことが重視されています。また、その循環が継続的に機能するためには、環境面の効果に加え、  
 7 経済的に成り立つ形で資源循環が行われることが重要とされています。



8 資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

9 (環境省「令和7年（2025年）版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

10 図 2-4-1 線形経済から循環経済へ

## 11 イ 循環経済に向けた国の取組

12 循環型社会形成推進基本法に基づき令和6年（2024年）8月に策定された「第五次循環型社会  
 13 形成推進基本計画」において、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられました。さら  
 14 に、同年12月には、循環経済に関する関係閣僚会議で「循環経済（サーキュラーエコノミー）へ  
 15 の移行加速化パッケージ」が公表されました。加えて、令和6年（2024年）に資源循環の促進の  
 16 ための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年（2024年）法律第41号、以下「再資源化  
 17 事業等高度化法」という。）が制定されました。この法律は、脱炭素化と再生材の質と量の確保等  
 18 の資源循環の取組を一体的に促進するもので、使用済み太陽光パネルや廃プラスチック等を高度  
 19 に再資源化する事業等を認定する制度等により、産業全体での再資源化が進められているところ  
 20 です。  
 21

## 22 (2) 本県における新たな課題

### 23 ア サーキュラーエコノミーへの移行

24 一般廃棄物（ごみ）については、3R推進等の取組の結果、排出量および最終処分量は減少傾向  
 25 となっています。一方、再生利用率は低下しています。  
 26

1 産業廃棄物については、3R 推進等の取組の結果、県内総生産額 1 億円当たりの排出量は 10 年前  
2 と比較して低下しています。一方、総排出量および最終処分量は、県内総生産額の増加に伴い増  
3 加傾向にあり、有効利用率も 9 割程度で横ばいとなっています。

4 このように、3R の取組を強化してから 25 年が経過し一定の成果は見られるものの、現状の取組  
5 だけではこれ以上の大幅な改善を図ることが難しい局面も見られるようになっていきます。

6 また、本県では「滋賀県 CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画」や「生物多様性しが戦略 2024」  
7 に定めるとおり、CO<sub>2</sub> ネットゼロやネイチャーポジティブの実現を目指しています。これらの取組  
8 は、資源利用や廃棄の在り方とも密接に関係しており、サーキュラーエコノミーと一体的に進  
9 むていくことが求められています。

10 こうした状況を踏まえて、従来の 3R の取組を前提としつつ、CO<sub>2</sub> ネットゼロ、ネイチャーポジ  
11 ティブ、サーキュラーエコノミーを統合的に推進する視点から、資源循環の在り方を改めて整理  
12 していくことが課題となっています。

#### 14 イ 本県におけるサーキュラーエコノミー

15 これまで本県において取り組んできた 3R は、サーキュラーエコノミーを進める上でも重要な取  
16 組です。

17 サーキュラーエコノミーは、3R の「できるだけ廃棄物を減らし、資源を無駄にしない」という  
18 考え方を前提としています。その上で、製品の設計段階から使用、回収、再利用・再資源化に至  
19 るまでの一連の流れを通じて、資源の価値をできるだけ下げずに循環させることを重視する点に  
20 特徴があります。

21 本県では、サーキュラーエコノミーに対するアプローチとして、「R-ladder」(図2-4-2)を基  
22 本的な考え方として採用しています。R-ladder は、サーキュラーエコノミーを世界で最も先進的  
23 に推進している欧州で考案されたものを日本の制度・市場構造を踏まえて本県が再整理したもの  
24 です。

25 R-ladder では、市場に出る前の取組 (R0~R2)、市場に出た後の取組 (R3~R7)、廃棄物とな  
26 った後の取組 (R8~R9) を段階的に整理し、埋立や焼却は最後の手段として位置付けています。  
27 上位に位置付けられる取組ほど、資源の価値を高い水準で維持でき、環境負荷の低減効果も大き  
28 いとされています。この優先順位を意識しながら施策検討することが、サーキュラーエコノミー  
29 の実現に向けて効果的であると考えられます。

アプローチ区分	R-strategy	説明	具体例
Circular economy ↑ 市場に出る前のアプローチ	 R0 Refuse	環境負荷のある製品を代替品に切り替える、または廃止する	蛍光灯→LED照明、使い捨てストロー
	 R1 Rethink	シェアリングやレンタル、サブスクで、使用の集約化を行う	カーシェア、レンタサイクル、服のサブスク
	 R2 Reduce	製品の消費量を減らすことで、原材料、廃棄物量を減らす	製品設計の見直し、IEによる生産性向上
市場に出た後のアプローチ	 R3 Reuse	状態が良好な廃棄物を、元の機能のまま別の消費者が使用する	リサイクルショップ、CtoCサービス
	 R4 Repair	欠陥のある製品を修理し、再び性能を発揮できるようにする	修理サービス店、修理の大衆化
	 R5 Refurbish	内部（部品やソフト）や外部の更新で、最新の状態にする	メーカー認定整備品・中古品
	 R6 Remanufacture	廃棄された製品の中でまだ使える部品を新しい製品に組み込む	建設機械のリマン事業（再生部品提供）
	 R7 Repurpose	廃棄部品や製品を別の製品に活かし、新たな付加価値を作る	製造端材の製品化、アップサイクル製品
廃棄物になった後のアプローチ	 R8 Recycle	素材を回収し、エネルギー投入・加工することで新製品を作る	木くず→紙パルプ
	 R9 Recover	焼却や嫌気性発酵でエネルギーを回収する	バイオガス発電、廃棄物焼却発電
最後の手段	 埋立/焼却	(資源・価値のロス/環境負荷増)	埋立・焼却（エネルギー回収なし）

Linear economy  
↓

【出典】  
PBL Netherlands Environmental Assessment Agency (2017).  
Circular Economy: Measuring innovation in the product chain.

【注記】  
本図は、上記資料に示されたR-ladder (R-strategies) の考え方を参考に、  
日本の制度・市場構造を踏まえて再整理したものである（滋賀県・尾上による意訳・構成）。

1

2

図 2-4-2 R-ladder（サーキュラーエコノミー処理過程のはしご）

3

4

#### ウ 本計画期間の課題

5

サーキュラーエコノミーへの移行は、資源の生産や利用の在り方を含む社会全体の構造に関わる取組であり、短期間で実現できるものではありません。従来の3Rの取組を踏襲しつつ、サーキュラーエコノミーの考え方を廃棄物行政の中に段階的に組み込んでいくことが課題となります。このため、本計画期間においては、具体的な事例において検証を進め、今後の施策検討につなげるための基盤づくりを進めていくことが求められます。

6

7

8

9

# 第3章 計画の目指すもの

## 1 基本方針（廃棄物処理法第5条の5第2項第2～5号）

第2章に示す現状と課題を踏まえ、本計画では、次の3つを基本方針とします。

- (1) サーキュラーエコノミーの推進
- (2) 廃棄物の適正処理の徹底
- (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

### (1) サーキュラーエコノミーの推進

3Rの推進を中心とする現状の取組だけでは、廃棄物の排出抑制や再生利用率の向上、最終処分量の削減といった点で、これ以上の大幅な改善を図ることが難しい状況です。こうした状況や、国における「第五次循環型社会形成推進基本計画」においてサーキュラーエコノミーへの移行が示されていることを踏まえ、本県では、県内の地域資源を活かしながらサーキュラーエコノミーに向けた取組を推進します。

また、サーキュラーエコノミーの取組をCO<sub>2</sub>ネットゼロやネイチャーポジティブの実現に向けた取組と位置付け、これらを相互に関連させながら統合的に推進していきます。

### (2) 廃棄物の適正処理の徹底

サーキュラーエコノミーの推進の大前提である、県民の安全・安心な生活を支えるため、旧RDエンジニアリング社最終処分場問題を経験した本県が進めてきた廃棄物処理施設や産業廃棄物処分業者の監視指導、不法投棄の撲滅に向けた対策、散在性ごみ対策等の廃棄物の適正処理を、引き続き徹底します。これらの取組効果・効率を持続的に向上していくため、近年発展が目覚ましいデジタル技術等の積極的な活用による、廃棄物の適正処理のための調査・監視の高度化を進めます。

### (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

本県では、市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や各種手引きの作成、災害時等のごみ処理の相互支援協定の締結、災害廃棄物処理に係る訓練の実施、近畿、中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会への参画等、発災時の実効性確保に向けた取組を進めてきました。この間にも、国内では能登半島地震等様々な災害が起こり、膨大な量の災害廃棄物の発生、仮置場の不足、処理施設の被災による処理の遅延、情報の錯そう、リソースの不足等多くの課題が生じており、さらに災害の備えを高めていくことが求められています。このため、災害廃棄物の円滑な処理体制の構築を引き続き重点的に行います。

## 2 廃棄物の減量に係る目標（廃棄物処理法第5条の5第2項第1、2号）

本計画における廃棄物の減量に係る目標は、県全体として達成すべき目標として設定します。

また、基本方針(1)の「サーキュラーエコノミーの推進」に基づき、廃棄物の排出抑制や資源の効率的かつ循環的な利用を進めるとともに、最終処分量の削減を図ります。

さらに、基本方針(2)の「廃棄物の適正処理の徹底」に基づき、法令に沿った適正処理を徹底し、資源として循環可能なものについては、できる限り循環的利用が図られるよう是正・指導を行います。

これらの取組を通じて、資源が適切に循環し、最終処分に依存しない廃棄物処理の実現を目指し、令和12年度(2030年度)における廃棄物の減量等について、以下の数値目標を設定します。

### (1) 一般廃棄物の減量化の目標

一般廃棄物については、県民1人ひとりの取組が最も大切です。その取組の効果を表す「1人1日当たりのごみの排出量」と、減量の効果を表す「1人1日当たりのごみの最終処分量」を目標項目とします。

#### ア 1人1日当たりのごみの排出量

県内市町の取組と県による普及啓発を中心とする取組等によって、1人1日当たりのごみの排出量は将来予測値よりも39g減少すると推計されるので、令和12年度(2030年度)の目標値を709gとします(図3-2-1)。

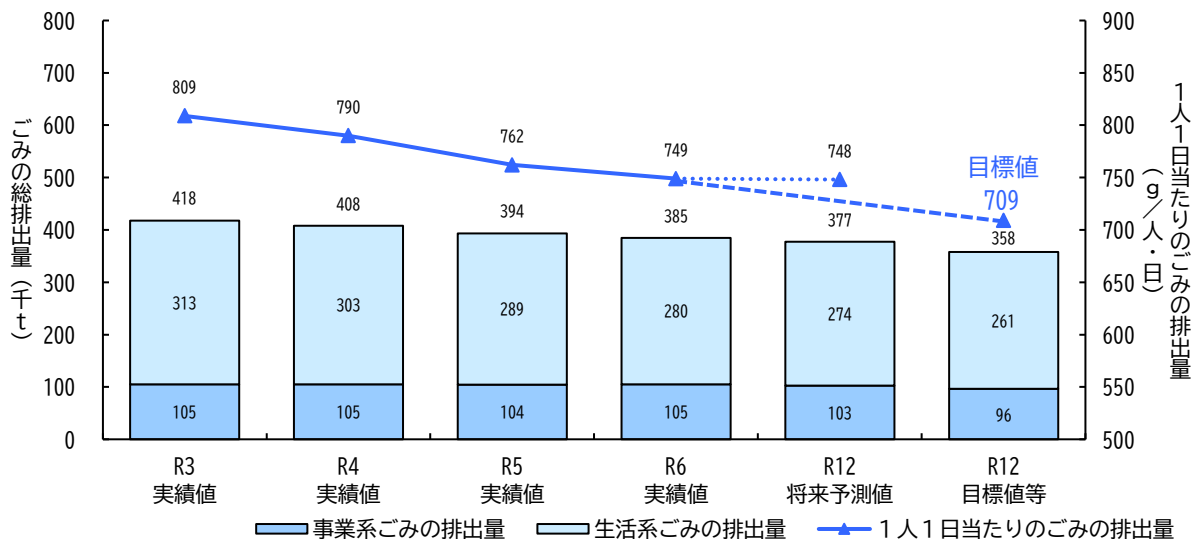


図3-2-1 ごみの排出量の将来予測値と目標値・参考指標

#### イ 1人1日当たりのごみの最終処分量

1人1日当たりのごみの排出量が減少することにより、1人1日当たりのごみの最終処分量も将来予測値より4g減少すると推計されるので、令和12年度(2030年度)の目標値を71gとします(図3-2-2)。

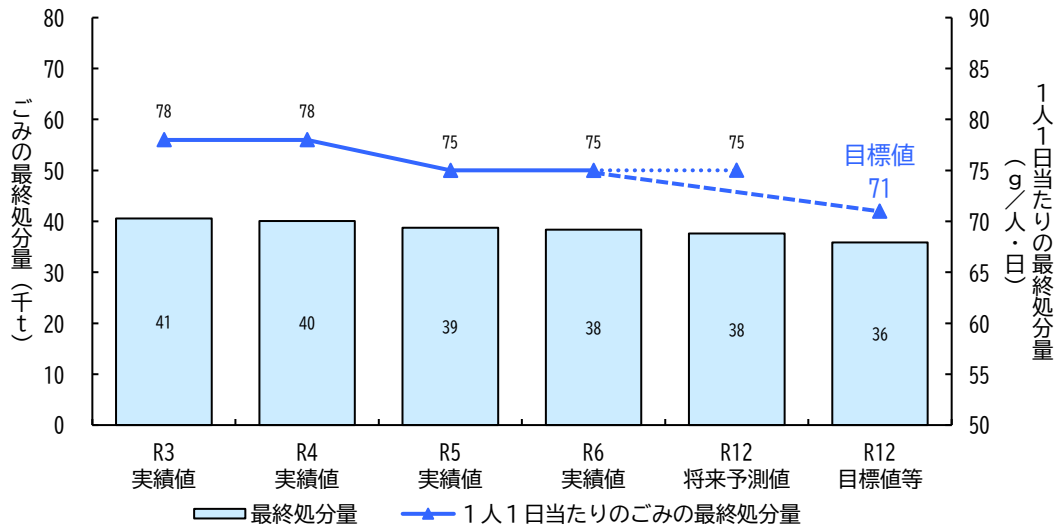


図 3-2-2 ごみの最終処分量の将来予測値と目標値・参考指標

## (2) 産業廃棄物の減量化の目標

産業廃棄物については、経済動向の影響を受けやすいものの、関係主体によるサーキュラーエコノミーに向けた取組により、最終処分量を減少させることが大切です。その取組の効果を表す「産業廃棄物の最終処分量」を目標項目とします。

### ア 産業廃棄物の最終処分量

県による事業者支援や事業者による取組等によって再生利用率を向上させることで、最終処分量は将来予測値よりも 18 千 t 減少すると推計されるので、令和 12 年度（2030 年度）の目標値を 103 千 t とします（図 3-2-3）。

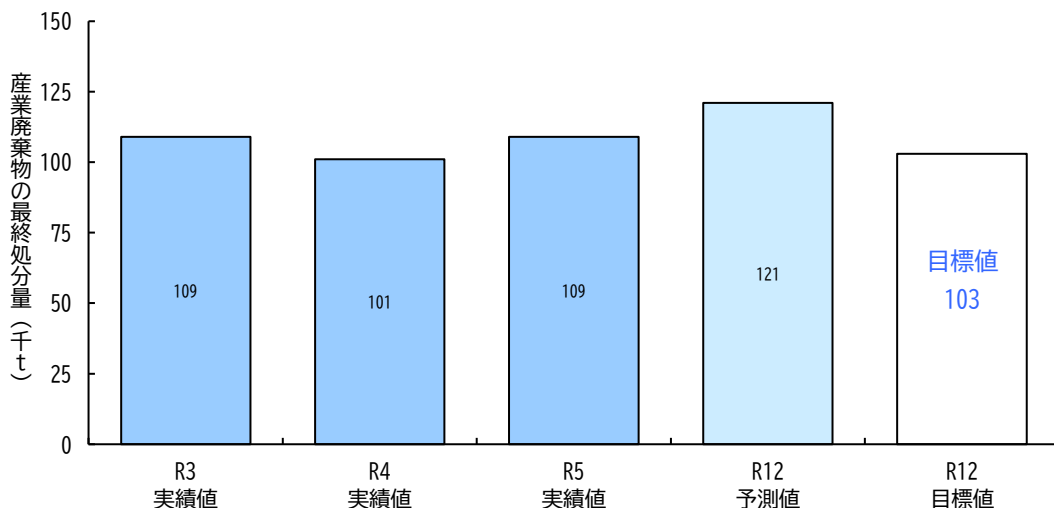


図 3-2-3 産業廃棄物最終処分量の将来予測値と目標値

## 第4章 計画の推進に向けた取組

計画の推進に向けて以下の取組を行います。また、取組の進捗を把握するため、以下の目標を設定します。

なお、本章では、廃棄物処理法における役割分担を踏まえ、県が主体となって実施する施策を中心に整理しています。サーキュラーエコノミーの推進、廃棄物の適正処理の徹底、災害廃棄物の円滑な処理体制の構築のためには、市町、事業者、県民等による主体的な取組が重要であることから、それぞれの役割については第5章に記載しています。

### 1 サーキュラーエコノミーの推進（廃棄物処理法第5条の5第2項第2～4号）

#### (1) 取組

循環型社会の新たなモデルの構築：

- ▶ 複数の自治体、事業者、研究機関と連携を図り、廃家具をはじめ、これまで廃棄されているものの中から再利用可能なものを対象に、修理や再流通を通じて、資源の価値をできるだけ下げない循環経済を目指した新たなモデルの構築を進めます。【サーキュラーエコノミー推進事業（リペアチャレンジ）】

資源循環の促進：

- ▶ 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発および施設設備の整備や、当該研究開発を通じて開発・改良された製品等の販路開拓に対して支援します。【滋賀県産業廃棄物 3R・循環経済促進事業】
- ▶ 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル認定製品）」として認定し、認定製品の利用を進めます。
- ▶ 使用済み太陽光パネルの再資源化や廃プラスチック類の再生利用率の向上について、再資源化事業等高度化法を活用する事業者を支援することで、再資源化の高度化を進めます。
- ▶ 生ごみや廃食油、下水汚泥、農林水産由来の廃棄物等の廃棄物系バイオマスについては、地域の特性に応じて、堆肥のほか、燃料、発電、熱等のエネルギー等への利活用を進め、地域内での循環を促進します。

琵琶湖へのプラスチックごみ流入防止対策：

- ▶ 琵琶湖へのプラスチックごみの流入状況および主要な排出源を把握し、流入するプラスチックごみの削減と再資源化を視野に入れた対策の立案と試行をします。

県民等への普及啓発：

- ▶ 県民に対して、ライフスタイルを見直し、使い捨てプラスチック製品の使用削減等のプラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しします。【しがプラスチックチャレンジプロジェクト】
- ▶ ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」において、廃棄物の減量、先進事例、資源物の店頭回収等に関する情報の提供、普及啓発を行います。特に、若い世代に対して資源ごみの分別等を周知し、行動変容につなげることを目指します。

- 事業者、関係団体、行政等で構成する滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会（事務局：滋賀県）において、「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の普及、「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施、資源物の店頭回収の情報交換等を行います。
- プラスチックごみおよび食品ロス削減に関して他者の模範となる優れた取組を表彰する「プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰」を行います。
- 人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動である「エシカル消費」について、イベント等で啓発します。
- 環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入する「グリーン購入」を広めます。
- 「第五次滋賀県環境学習推進計画（令和8年（2026年）3月）」に基づき、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、主体的な行動と連携・協働し、課題解決を進めることができる人育てにより、循環型社会を進めます。

プラスチックごみ削減のための環境づくり：

- プラスチックをはじめとする使い捨て容器の削減を目指して、「マイボトルスポット MAP」（事務局：関西広域連合）等を活用し、マイボトルの利用を促進します。
- 「大阪・関西万博」や「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（いずれも令和7年度（2025年度）開催）等のイベントにおいて、プラスチックごみの削減のため、再利用可能な食器の導入やマイボトル利用の促進等の取組を行いました。今後の県内イベントにおいても、これらの取組が実践されるよう周知します。

事業者への指導等：

- 産業廃棄物の排出者に対して廃棄物減量化に係る普及啓発を行うとともに、多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画書等の提出を指導します。

各種リサイクル法の適正な運用：

- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。

環境関連産業の振興：

- しが環境ビジネス推進ネットワークを活用し、産学官民の連携による技術開発や人材育成の推進、国内外への販路開拓支援等を通じて、産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。

滋賀県産業廃棄物税の課税方式や用途事業の検討：

- 滋賀県産業廃棄物税について、税制審議会長からの答申に基づき、課税方式の違いによる効果を検証し、本県にふさわしい課税方式を検討するとともに、サーキュラーエコノミーの視点を踏まえた用途を検討します。

(2) 取組に係る目標

No.	目標項目	単位	実績値				目標値
			R3	R4	R5	R6	R12
1-1	「サーキュラーエコノミー」の認知度	%	—	—	—	—	50

1 l-1：県民 Web アンケートにおいて、設問「あなたは「サーキュラーエコノミー」について知っていますか。」に対  
2 して、a～c の選択肢（a. 内容を知っている、b. 聞いたことがある、c. 聞いたことがない）の選択肢に対  
3 して、a～b を回答した人の割合。

## 5 2 廃棄物の適正処理の徹底（廃棄物処理法第5条の5第2項第2～4号）

### 6 (1) 取組

#### 7 ア 一般廃棄物の適正処理の徹底

8 一般廃棄物処理施設の監視指導：

- 9 ▶ 廃棄物処理法等に基づき、一般廃棄物処理施設の監視指導を行います。

10 一般廃棄物処理施設の整備支援：

- 11 ▶ 市町や一部事務組合に対して、「循環型社会形成推進地域計画」の策定や循環型社会形成推  
12 進交付金に係る助言や情報提供を行います。  
13 ▶ 持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から、ごみ処理  
14 の広域化及びごみ処理施設の集約化の更なる推進が求められており、持続可能な適正処理の  
15 確保に向けた広域化・集約化に係る計画を令和9年度（2027年度）末までに策定します。

16 大阪湾フェニックス事業への関与：

- 17 ▶ 大阪湾フェニックス事業の最終処分場の適切な運営が図られるよう、引き続き、本事業に関  
18 与します。

19 市町等との一般廃棄物処理に関する情報交換：

- 20 ▶ 県、市町、一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会（事務局：滋賀県）におい  
21 て、リチウム蓄電池の発火防止対策や処理困難物の適正な処理等について情報交換等を行う  
22 ことにより、適正な処理体制の構築を進めます。

#### 24 イ 生活排水の適正処理の徹底

25 污水处理施設の整備等：

- 26 ▶ 県内の人口動態および産業立地の状況等の社会情勢の変化や老朽化による更新需要の拡大  
27 が見込まれており、より一層の効率的な施設整備と持続可能な運営が求められていることを  
28 踏まえて策定した「滋賀県污水处理施設整備構想 2026（令和8年（2026年）3月）」に基づ  
29 き、計画的な下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備を市町等と連携しながら行います。

30 合併処理浄化槽の整備等：

- 31 ▶ 市町が国交付金により実施する浄化槽設置整備事業に対して、支援を行います。  
32 ▶ 県、市町、指定検査機関、業界団体で構成する滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（事務局：  
33 滋賀県）において情報交換を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理等を進めます。

34 し尿処理施設の整備等：

- 35 ▶ 滋賀県廃棄物適正管理協議会し尿処理部会（事務局：滋賀県）において情報交換を行うこと  
36 により、し尿処理施設の適正な整備等を進めます。

#### 38 ウ 散在性ごみ対策

39 環境美化（清掃）活動の推進：

- 1 ▶ 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動をはじめとする環境美化(清掃)活動について、  
2 特に若い世代に対して参加を働きかけながら、さらに進めます。  
3 ▶ 県民、事業者等が公共的場所をボランティアで環境美化(清掃)を行う「淡海エコフォスター  
4 ー制度」を進めます。

5 ごみの散乱防止に係る監視・啓発：

- 6 ▶ 環境美化監視員を設置し、ごみの散乱防止に係るパトロール監視や啓発等を行います。

7 散在性ごみの分布状況の調査：

- 8 ▶ 車両にカメラを取り付けて走行し、収集した画像の解析を AI で行うことにより、散在性ご  
9 みの分布状況を広域的に把握します。結果は、ごみの散乱防止の施策等の基礎資料とし、市  
10 町等の関係機関との情報共有やボランティア団体等の清掃活動の活性化につなげます。

11 調査・監視の高度化

## 12

### 13 工 産業廃棄物の適正処理の徹底

14 産業廃棄物排出事業者に対する指導等：

- 15 ▶ 排出事業者を対象とした講習会や工場・事業場立入調査時に廃棄物の適正処理を徹底するよ  
16 う指導等を行います。

17 産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者への指導等：

- 18 ▶ 廃棄物処理法や「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」等に基づき、産業廃棄  
19 物処理施設設置者や産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行います。

20 PCB 廃棄物の期限内処分の促進：

- 21 ▶ 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が終了しているため、高濃度 PCB 廃棄物が散発的に発見された  
22 場合の適正保管を指導します。低濃度 PCB 廃棄物の計画的な期限内（令和 8 年度（2026 年  
23 度）末まで）処分を指導します。

24 最終処分場についての指導、情報収集・提供：

- 25 ▶ 最終処分場の設置計画に対して、地域の方々の声を受け止めた積極的な事業者への指導を行  
26 うとともに、国に対して法整備を求めます。  
27 ▶ 適正な最終処分に資する、リサイクル等を行う事業者への支援による最終処分量の削減、全  
28 国の最終処分場や大阪湾フェニックス計画の最終処分場の拡張計画についての情報収集・提  
29 供を行います。

30 電子マニフェストの利用促進：

- 31 ▶ 再資源化事業等高度化法による電子マニフェストに係る制度改正の動向を踏まえ、電子マニ  
32 フェストの利用促進を働き掛けます。

### 33

### 34 オ 不法投棄対策等

35 未然防止、早期発見・早期解決のための監視取締活動：

- 36 ▶ 警察、市町、近隣府縣市等と連携し、職員や民間委託事業者によるパトロール、監視カメラ  
37 による 24 時間監視、県境における産業廃棄物運搬車両の路上検査、不法投棄 110 番の設置  
38 等の監視取締活動を行い、不法投棄等の未然防止や早期発見に取り組みます。その手法につ  
39 いて、GPS により記録できる運行管理装置の活用、監視カメラのネットワーク化、ドローン  
40 による監視等の技術を取り入れることにより、監視の高度化を行います。 調査・監視の高

## 度化

不法投棄等発生時の厳正な対応：

- ▶ 不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等の厳正な対応を行います。

不法投棄等をさせない地域づくりの推進：

- ▶ 地域住民等との協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。

産業廃棄物排出事業者への指導：

- ▶ 産業廃棄物排出事業者に対して産業廃棄物排出者講習会等を行い、排出事業者責任を果たすよう働きかけます。

## (2) 取組に係る目標

No.	目標項目	単位	実績値				目標値
			R3	R4	R5	R6	R12
2-1	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	172,321	194,802	197,019	162,387	180,000
2-2	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	%	88.2	99.8	100	97.1	100 計画期間中
2-3	産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	79.6	88.9	71.7	69.8	85以上 計画期間中

2-1：「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

2-2：県内の全ての廃棄物処理施設や産廃処分業者に対して、各年度内に立入検査を実施した割合（大津市除く）

2-3：産業廃棄物の不法投棄等（野外焼却、埋立処分等、保管等）の発生年度内解決率（大津市除く）。ここ数年の新規発生事案については、減少傾向となっています。これまでの未然防止のための取組により、比較的解決しやすい事案が減少している一方、早期の解決が困難であることが多い案件数は下げ止まりとなっています。今後も引き続き未然防止を進める中で評価として、年度内新規発生件数が40件未満の年は努力目標の扱いとします。

## 3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築（廃棄物処理法第5条の5第2項第5号）

### (1) 取組

災害廃棄物処理体制の強化：

- ▶ し尿処理施設の相互支援や生活ごみの収集体制を整備する等、実効性確保に向けてさらに取組を進めます。

仮置場候補地の選定：

- ▶ 仮置場候補地の選定をさらに進め、各市町が最大被災時の仮置場必要面積を確保するよう支援します。

訓練の実施：

- ▶ 県内外の自治体、環境省、関係団体と連携を図り、災害廃棄物処理に係る訓練（仮置場の設置運営訓練等）を実施します。

滋賀県災害廃棄物処理計画の見直し：

- 1           ▶ 能登半島地震の経験等を踏まえ、平成 30 年(2018 年) 3 月に策定した滋賀県災害廃棄物処理計  
2           画の見直しを行います。

3  
4 (2) 取組に係る目標

No.	目標項目	単位	実績値				目標値
			R3	R4	R5	R6	R12
3-1	災害廃棄物処理に係る訓練への参加者数	人	—	24	34	23	30 計画期間中
3-2	災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合	%	—	—	—	—	90以上 計画期間中

5  
6 3-1：台風、大雨等の気象災害や、地震等の大規模災害において発生する災害廃棄物の処理について、重要な初動対  
7           応の一つである仮置場の設置や廃棄物の搬入、搬出までの流れを想定した訓練等を毎年度行う予定である。そ  
8           の訓練への参加者（県内市町と一部事務組合の職員）数

9 3-2：3-1 の訓練への参加者に対するアンケート結果において、「対応力が高まった」と回答した参加者の割合

## 1 第5章 関係主体の役割 (廃棄物処理法第5条の5第2項第2～4号)

---

### 2 1 県民の役割

- 3 ▶ 商品の購入に当たっては、環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、シェアリング等のサー  
4 ビス利用も選択肢の1つとして検討し、利用するように努めます。
- 5 ▶ 購入した商品の使用に当たっては、長期間使用することや、不用となった場合には有価物として他  
6 者に譲渡して有効利用する等により一般廃棄物の排出抑制に協力します。
- 7 ▶ 一般廃棄物の排出に当たっては、市町が設定する分別区分に応じて分別排出を行い、事業者が各種  
8 リサイクル法に基づいて行う措置に協力します。

### 10 2 NPO等の団体の役割

- 11 ▶ 各主体をつなぎ、隙間を埋める取組により、各主体間の連携・協働を進めます。

### 13 3 事業者の役割

- 14 ▶ 廃棄物が発生しにくい設計やサービスへの転換、修理やメンテナンスが可能な長期利用を前提とし  
15 た設計、使用済みとなった際の分解・分別のしやすさへの配慮、再資源化が可能な材料の選択等、  
16 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めます。
- 17 ▶ 物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、  
18 適正な循環的利用および処分が円滑に行えるよう努めます。
- 19 ▶ 製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業が連携・協力し、  
20 求められる品質や量の再生材を確実に供給できる体制を整えることに努めます。
- 21 ▶ 自ら排出する廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物につい  
22 て、適正な処理を確保します。

### 24 4 市町の役割

- 25 ▶ 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関して適切に普及啓発等を行うこと  
26 で、住民の自主的な取組を進めるとともに、分別収集の推進および一般廃棄物の再生利用により一  
27 般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物に  
28 ついて、適正な中間処理および最終処分を確保します。
- 29 ▶ 他市町および県と連携して、サーキュラーエコノミーに向けた取組について進めるよう努めます。

### 31 5 県の役割

- 32 ▶ 一般廃棄物の処理に関する市町の責務が果たされるように必要な技術的助言を与えると同時に、市  
33 町間の調整等を進めるように努めます。
- 34 ▶ 産業廃棄物の排出抑制および適正な循環的利用を進めるとともに、産業廃棄物の適正な処分が確保

- 1       されるよう事業者に対して必要な監視指導を行い、厳格に法を執行します。
- 2       ➤ 各主体と連携・協働し、サーキュラーエコノミーに向けた取組を進めます。
- 3       ➤ 「滋賀県庁環境マネジメントシステム」に基づき、事業活動における積極的な環境配慮の実施、環
- 4       境に配慮した庁舎・施設管理や事務活動、職員の環境保全行動等を進めます。

5

## 1 第6章 計画の進行管理

---

2

3 ▶ 廃棄物の排出および処理の状況や計画の達成状況について、毎年度、滋賀県環境審議会へ報告する  
4 とともに、滋賀県ホームページ等で公表します。

5 ▶ 社会情勢の変化や上記の報告や公表等に対して寄せられた意見等を踏まえて、必要に応じて施策の  
6 見直しを行います。

7

# ～ 資料編 ～

## 資料編 1 将来予測値および目標値の設定根拠等

### (1) 一般廃棄物（ごみ）

#### ア 目標値

【目標値】 1人1日当たりのごみの排出量

目標項目		実績値	将来予測値	目標値
		R6	R12	R12
1人1日当たりのごみの排出量	g	749	748	709

考え方	<p>県や各市町、県民等による取組により、ごみの排出抑制や資源の効率的な循環利用を進め、ごみの排出量を削減します。</p> <p>県民1人ひとりの日々の取組結果に重点を当てたものとするため、人口減少による影響を受ける「総量」ではなく、「1人1日当たり」としました。</p>	
設定根拠	将来予測値	<p>各市町の「1人1日当たりのごみの排出量（以下、「原単位」とする。）」が令和6年度（2024年度）の実績値で一定に推移すると仮定して予測値を算出しました。</p>
	目標値	<p>はじめに、各市町の本計画の目標年度である令和12年度（2030年度）の原単位の目標値を求めました。算出方法は、各市町から提出された原単位の目標値を採用することを基本とし、提出された目標値と令和6年度（2024年度）の実績値との間に乖離が見られる（実績値が目標値に達している等）場合には、直近年度の実績値、もしくは市町提出目標値の計画期間における削減率を直近年度の実績値に乗じた値を採用しました。その後、各市町の原単位の目標値と、各市町の令和12年度（2030年度）の人口推計値により各市町の目標総排出量を求め、それらの総和と県全域での令和12年度（2030年度）の人口推計値により、目標値を算出しました。</p>
参考	<p>国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年（2025年）2月）」では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみから資源ごみを除いたごみの量）が目標項目として設定されています。その目標値は令和12年度（2030年度）において約478gとされています。一方、本県における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（令和6年度（2024年度））は459gであり、既に国の目標を達成できています。</p>	

【目標値】 1人1日当たりのごみの最終処分量

目標項目		実績値	将来予測値	目標値
		R6	R12	R12
1人1日当たりのごみの最終処分量	g	75	75	71

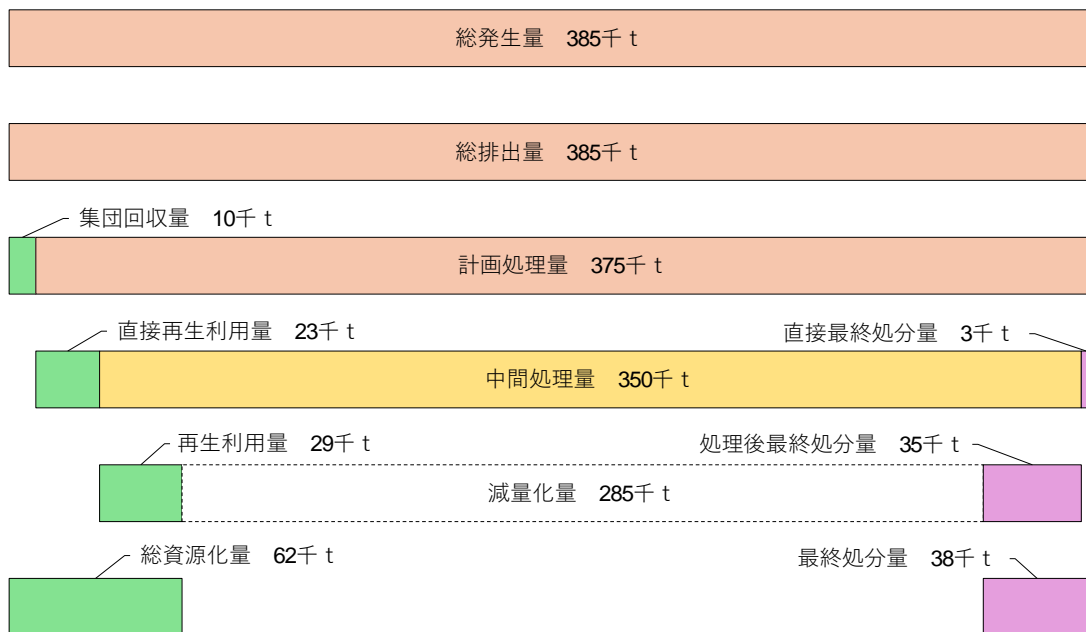
考え方	<p>県や各市町等、県民等による取組により、ごみの排出抑制や資源の効率的な循環利用を進め、ごみの最終処分量を削減します。</p> <p>県民1人ひとりの日々の取組結果に重点を当てたものとするため、人口減少による影響を受ける「総量」ではなく、「1人1日当たり」としました。</p>	
設定根拠	将来予測値	各市町の実績値で一定に推移すると仮定して予測値を算出しました。
	目標値	各市町の目標総排出量に令和6年度（2024年度）における総排出量に対する最終処分量の割合を乗じて、各市町の令和12年度（2030年度）の最終処分量を求めました。その後、それらの総和により県全域の最終処分量を求め、令和12年度（2030年度）の県全域での人口推計値により、目標値を算出しました。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22

1 イ 参考指標

年度	五次計画 実績値				五次計画 目標値・ 参考指標	将来 予測値	目標値・ 参考指標
	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R12
総人口（千人）	1,416	1,415	1,411	1,407	1,398	1,381	1,381
総排出量（千 t）	418	408	394	385	413	377	358
生活系ごみ	313	303	289	280	302	274	261
事業系ごみ	105	105	104	105	111	103	96
★目標項目★ 1人1日当たり ごみ排出量（g/人・日）	809	790	762	749	804	748	709
生活系ごみ	605	587	560	545	587	544	518
事業系ごみ	204	203	202	204	217	204	191
総資源化量（千 t）	72	66	62	62	77	60	57
再生利用率（%）	17	16	16	16	19	16	16
最終処分量（千 t）	41	40	39	38	42	38	36
最終処分率（%）	9.7	9.8	9.8	10.0	10.2	10.0	10.0
★目標項目★ 1人1日当たり 最終処分量（g/人・日）	78	78	75	75	82	75	70

2



3

4

図 1 一般廃棄物（ごみ）の各項目の構造（令和6年度（2024年度））

【基本数値】総人口		
	定義	外国人人口を含む人口
設定 根拠	将来予測値	総人口は、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口 令和5年（2023年）推計」をもとに、各市町の令和6年度の人口実績に合わせた補正を加えて算出しました。
	参考指標	

1

【参考指標】ごみの総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ）		
	定義	市町計画処理量および集団回収量の年間量
設定 根拠	将来予測値	1人1日当たりのごみの排出量が令和6年度（2024年度）の実績値で推移すると仮定し、総人口予測値を乗じた値を予測値としました。
	参考指標	1人1日当たりのごみの排出量の算出過程での各市町の目標総排出量の総和を参考指標としました。

2

【参考指標】ごみの総資源化量		
	定義	市町計画処理および集団回収により再生利用された年間量
設定 根拠	将来予測値	令和12年度（2030年度）の総排出量予測値に、令和6年度（2024年度）における再生利用量の各項目（中間処理後再生利用量、直接資源化量、集団回収量）の割合を乗じた値を予測値としました。
	参考指標	目標総排出量に、令和6年度（2024年度）における再生利用量の各項目（中間処理後再生利用量、直接資源化量、集団回収量）の割合を乗じた値を参考指標としました。

3

【参考指標】ごみの再生利用率		
	定義	総排出量に対する総資源化量の割合
設定 根拠	将来予測値	令和12年度（2030年度）の総排出量予測値に対する、令和12年度（2030年度）の総資源化量予測値の割合を予測値としました。
	参考指標	目標総排出量に対する、令和12年度（2030年度）の目標達成時点での総資源化量の割合を参考指標としました。

4

【参考指標】ごみの最終処分量		
	定義	最終処分された一般廃棄物の年間量
設定 根拠	将来予測値	令和12年度（2030年度）の総排出量予測値に、令和6年度（2024年度）における最終処分量の各項目（直接最終処分量、焼却残渣量、焼却以外の中間処理に伴う残渣量）の割合を乗じた値の総和を予測値としました。
	参考指標	目標総排出量に、令和6年度（2024年度）における最終処分量の各項目（直接最終処分量、焼却残渣量、焼却以外の中間処理に伴う残渣量）の割合を乗じた値の総和を参考指標としました。

1  
2

(2) 産業廃棄物

ア 目標値

【目標値】最終処分量

目標項目		実績値	将来予測値	目標値
		R5	R12	R12
産業廃棄物の最終処分量	千 t	109	121 <sup>※</sup>	(算出中) <sup>※</sup>

※現時点での最新データである令和5年度（2023年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

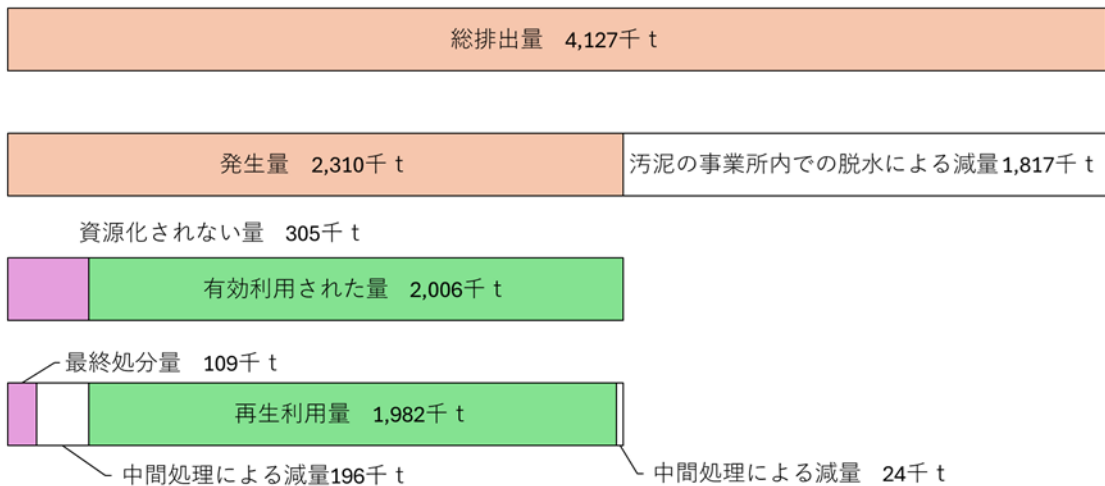
考え方	県や各市町、事業者等による取組により、産業廃棄物の排出抑制や資源の効率的な循環利用を進め、産業廃棄物の最終処分量を削減します。
設定根拠	<p>業種別（建設業、製造業、電気・水道業、医療・福祉、その他）に経済活動に関する既存の統計データから選定した活動量指標の過去10年間の実績値を基に、令和12年度（2030年度）における活動量指標を業種ごとに予測しました。この方法は、温室効果ガス排出量の予測に当たり、将来の活動量指標を予測する方法として環境省が示す一般的な方法です。</p> <p>今後も産業廃棄物の排出状況等と建設業を除く業種ごとの活動量指標との関係が現時点から変わらないものと仮定して、業種別の産業廃棄物の排出量を推計しました。建設業の排出量については、廃太陽光パネルが増加すると見込まれることから、令和12年度（2030年度）の廃太陽光パネルの廃棄量の予測値（2,312t）により補正を行いました。</p> <p>この結果、令和12年度（2030年度）における産業廃棄物の排出量の予測値は令和5年度（2023年度）実績値と比較して8.2%増加となります。この内訳は、建設業で19.1%、製造業で14.0%増加となっています。その要因として、本県では建設業と製造業の活動量指標が増加傾向にあり、また建設業において廃太陽光パネルが増加すると見込まれることが考えられます。一方、電気・水道業は人口減少により6.1%減少となっています。</p> <p>求めた排出量に対し、廃棄物の種類ごとの令和5年度（2023年度）の総排出量に対する最終処分量の割合を乗じて予測値を算出しました。</p>
	目標値

3  
4  
5  
6  
7  
8

1 イ 参考指標

年度	五次計画 実績値				五次計画 目標値・ 参考指標	将来 予測値	目標値・ 参考指標
	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R12
総排出量（千 t）	3,974	3,886	4,127	（集計中）	385	4,464 <sup>※</sup>	4,464 <sup>※</sup>
農業 鉱業 建設業 製造業 水道業 その他	317	323	328	（集計中）	-	328 <sup>※</sup>	（算出中）
	229	244	238	（集計中）	-	279 <sup>※</sup>	（算出中）
	1,112	982	1,283	（集計中）	-	1528 <sup>※</sup>	（算出中）
	939	892	875	（集計中）	-	998 <sup>※</sup>	（算出中）
	1,156	1,240	1,278	（集計中）	-	1198 <sup>※</sup>	（算出中）
	221	205	125	（集計中）	-	132 <sup>※</sup>	（算出中）
発生量（千 t）	2,204	2,032	2,310	（集計中）	2,090	2,590 <sup>※</sup>	（算出中）
再生利用量（千 t）	1,904	1,770	1,982	（集計中）	1,760	2,241 <sup>※</sup>	（算出中）
再生利用率（%）	48	46	48	（集計中）	46	50 <sup>※</sup>	（算出中）
★目標項目★ 最終処分量（千 t）	109	101	109	（集計中）	98	121 <sup>※</sup>	（算出中）

2 ※現時点での最新データである令和5年度（2023年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和6年度  
3 （2024年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。



4 図2 産業廃棄物の各項目の構造（令和5年度（2023年度））

【参考指標】総排出量		
	定義	産業廃棄物の年間の総排出量
設定 根拠	予測値	最終処分量の算出過程での総排出量を予測値としました。
	参考指標	予測値と同じ値としました。

1

【参考指標】発生量		
	定義	総排出量のうち、汚泥については排出事業所内で脱水した後の年間量を示すもの
設定 根拠	予測値	業種別の汚泥排出量に対する脱水による減量率が令和5年度（2024年度）の実績値で推移すると仮定した場合の値を予測値としました。
	参考指標	目標達成時点での総排出量に対して、予測値と同率の減量率を乗じた値を参考指標としました。

2

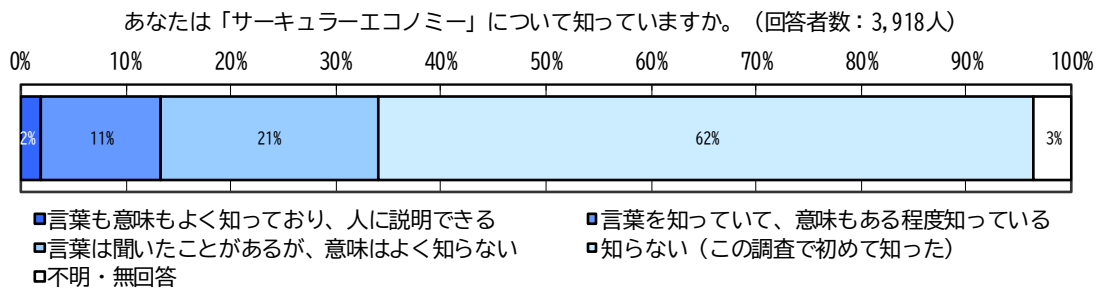
【参考指標】再生利用量		
	定義	再生利用された年間量
設定 根拠	予測	各業種別および種類別における排出量に対する再生利用率が令和5年度（2023年度）実績値で推移すると仮定した場合の値を予測値としました。
	参考指標	汚泥、がれき類、動物のふん尿、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、その他のうち、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、その他の再生利用率を予測値から1%上昇させた時の値を参考指標としました。

3

【参考指標】再生利用率		
	定義	総排出量に対する再生利用量の割合
設定 根拠	予測	各業種別および種類別における排出量に対する再生利用率が令和5年度（2023年度）実績値で推移すると仮定した場合の値を予測値としました。
	参考指標	目標達成時点での総排出量に対する、目標達成時点での再生利用量の割合を参考指標としました。

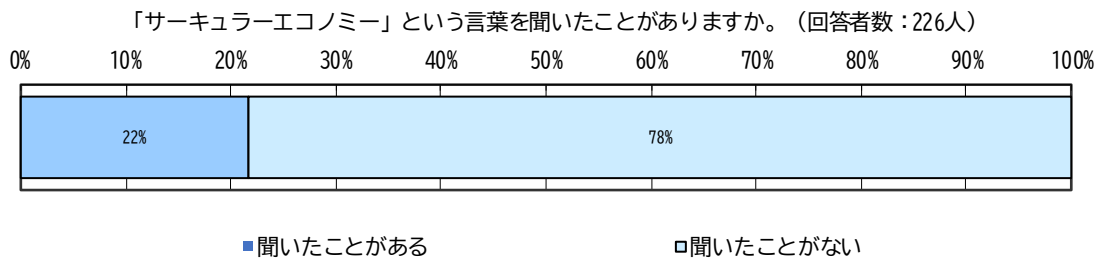
4

1 資料編2 「サーキュラーエコノミー」の認知度



(滋賀県「第58回滋賀県政世論調査(令和7年度(2025年度))」)

2  
3  
4 図2-1 サークュラーエコノミーの認知度(大人：18歳以上)



5  
6  
7 (滋賀県「サーキュラーエコノミー促進啓発イベント(開催日：令和8年(2026  
8 年)2月11日、開催場所：イオンモール草津)」での来場者アンケート結果)

9 図2-2 サークュラーエコノミーの認知度(子ども：小学生95%、中学生4%、高校生1%)

1 資料編3 滋賀県環境審議会での審議経過等

2 (1) 審議経過

年	月	内容
令和7年 (2025年)	5月12日	知事から滋賀県環境審議会会長へ諮問
	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第五次滋賀県廃棄物処理計画および滋賀県食品ロス削減推進計画の進捗状況について</li> <li>▶ 第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の基本的な方向等について</li> </ul>
令和8年 (2026年)	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の素案と目標について</li> <li>▶ 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の素案と目標について</li> </ul>
	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の素案修正版について</li> <li>▶ 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の素案修正版について</li> </ul>
	●月●日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の答申案について</li> <li>▶ 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の答申案について</li> </ul>
	●月●日	環境審議会会長から知事へ答申

3 (2) 滋賀県環境審議会廃棄物部会委員（令和8年（2026年）5月末現在）

氏名	主な職	備考
浅利 美鈴	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授	
伊藤 賢利	近畿地方環境事務所長	
小川 長利	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長	
奥 宗利	一般社団法人滋賀県建設業協会副会長	
川下 重彦	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会副会長	
清水 万由子	龍谷大学政策学部教授	
寺本 純二	滋賀県町村会（甲良町長）	
齋藤 博之	近畿地方整備局長	
樋口 能士	立命館大学理工学部環境都市工学科教授	部会長
平松 光三	滋賀県野鳥の会委員	
藤本 将光	立命館大学理工学部環境都市工学科准教授	
松浦 加代子	滋賀県市長会（湖南市長）	
水原 詞治	龍谷大学先端理工学部環境生態工学課程講師	
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部門顧問 京都大学防災研究所特任教授	

(敬称省略、50音順)

5  
6  
7

## (3) 諮問文

滋 循 第 1 2 2 号  
令和7年(2025年)5月12日

滋賀県環境審議会  
会長 清水 芳久 様

滋賀県知事 三日月 大造

第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進  
計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項で、都道府県は区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では令和3年7月に貴審議会の答申を受けて「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度）を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用の取組強化およびリサイクルの推進、適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、資源を効率的、循環的に利用する経済活動である循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略にすることが明記されたところです。

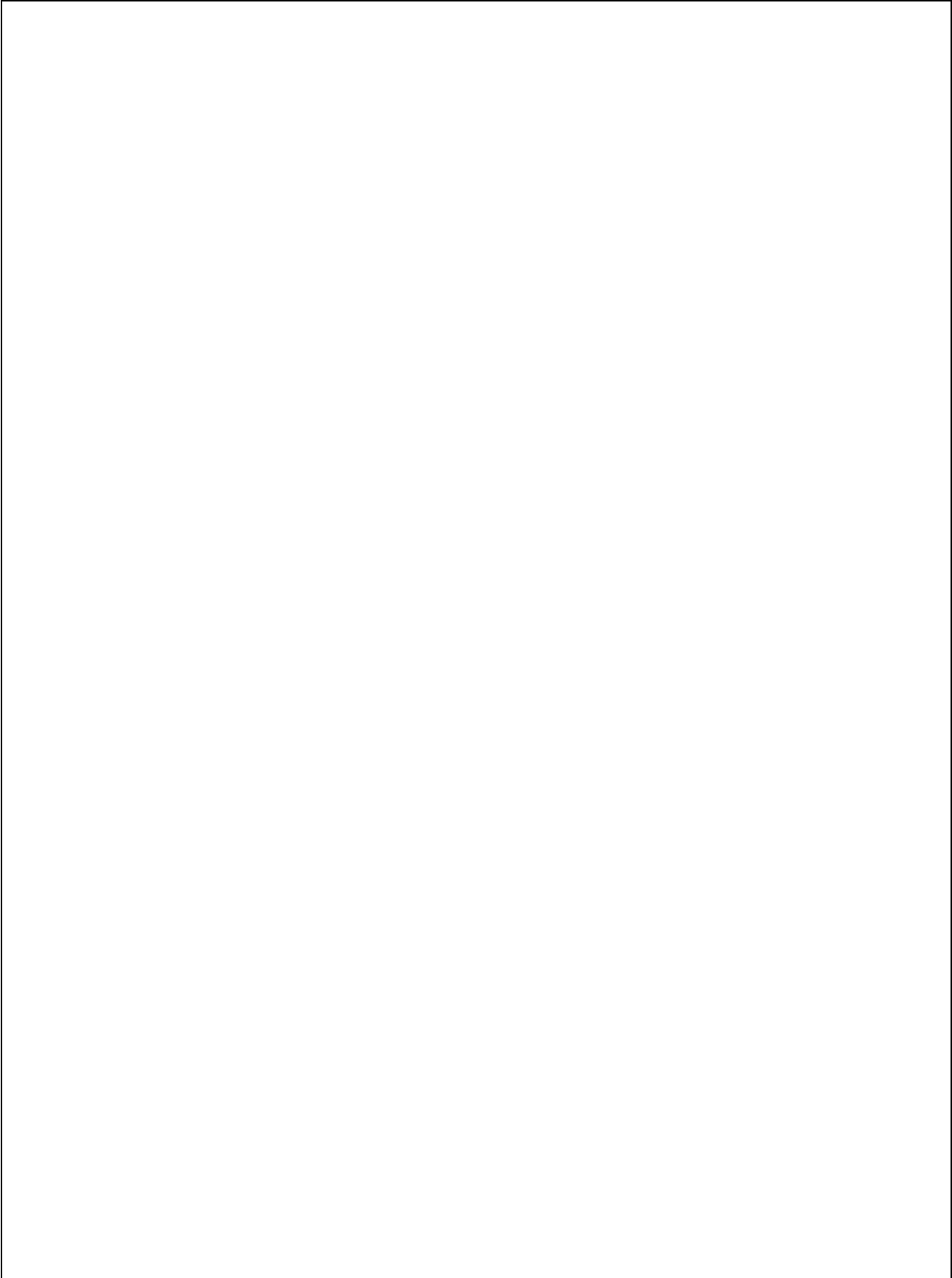
このような状況を踏まえ、新たに令和12年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項で、都道府県は区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされており、本県では令和3年3月に「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定したところです。

このような中、国においては、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が令和7年3月に変更され、さらなる食品ロス削減の方針が示されたところであり、新たに令和12年度を目標年度とする次期食品ロス削減推進計画を策定することとし、貴審議会の意見を求めます。

1

(4) 答申文



2

3